

第6次飯能市 男女共同参画プラン

令和5年度～令和9年度



令和5年3月
飯能市

はじめに

飯能市では、平成 27（2015）年 12 月に制定した「飯能市男女共同参画推進条例」に基づき、平成 30（2018）年 3 月に「第 5 次飯能市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に向け様々な施策に取り組んでまいりました。

第 5 次のプランでは DV 防止事業として、市内の高等学校や公共施設において、パープルリボンキャンペーンを実施し、若年層に向け DV に対する理解促進を図りました。

また、一人ひとりが多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりを目指すため、「飯能市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を導入し、令和 5（2023）年 2 月には、制度の利用者が安心して自分らしく生活できるよう支援することを目的に、埼玉県西部地域まちづくり協議会を構成する所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市の 5 市において、パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る連携に関する協定を締結しました。

しかし、時代の移り変わりとともに一人ひとりの生き方が多様化する中、いまだ固定的な性別役割分担意識が根付いている状況にあります。また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、急速な雇用情勢の悪化や配偶者等からの暴力の増加など人々の生活に甚大な影響を及ぼし深刻な問題となり、より一層誰もが自分らしく活躍できる男女共同参画が求められています。

このような状況をふまえ、このたび令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度までの 5 年間で計画期間とし、「飯能市 DV 防止基本計画」及び「飯能市女性活躍推進計画」を包括した「第 6 次飯能市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

本プランでは、社会情勢の変化や新たな課題に対応した男女共同参画社会の実現に向け、「誰もが 多様性と 互いの人権を尊重し 個性と能力を十分に発揮できるまち はんのう」を基本理念として掲げ、市民との対話を重視し、市民、企業、地域との協働により、誰もがいきいきと暮らすことができるまちづくりを推進してまいりますので、今後も一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定に当たり、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆さまをはじめ、飯能市男女共同参画審議会委員の皆さま、ご協力いただいた企業及び関係者の皆さまに心よりお礼を申し上げます。

令和 5 年 3 月

飯能市長

新井重治



目 次

第1章 計画の基本事項	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の性格と位置付け	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制	5
5. 世界の動き	6
6. 国・県の動き	8
7. 飯能市の動き	10
第2章 飯能市における男女共同参画の現状と課題	11
1. 本市の現状	13
2. 男女共同参画に関する市民意識の状況	20
3. 男女共同参画に関する企業意識の状況	28
4. 前期計画の推進状況と課題	33
第3章 計画の基本的な考え方	39
1. 基本理念	41
2. 基本目標	42
3. 施策の体系	44
第4章 施策の内容	47
1. 基本目標1 一人ひとりの人権を尊重し、お互いを認め合う意識づくり	49
2. 基本目標2 地域・社会における男女共同参画の環境づくり	56
3. 基本目標3 あらゆる暴力のない社会づくり【飯能市 DV 防止基本計画】	65
4. 基本目標4 働く場における男女共同参画の環境づくり【飯能市女性活躍推進計画】	72
5. 数値目標の設定	80
第5章 計画の推進体制	83
1. 男女共同参画庁内推進会議を中心とした計画の総合的かつ効果的な推進	85
2. 市・市民・事業者・教育に携わる者との協働による推進	85
3. 外部関係機関との連携の推進	85
4. 計画の進行管理	85
資料編	87

第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の性格と位置付け
3. 計画の期間
4. 計画の策定体制
5. 世界の動き
6. 国・県の動き
7. 飯能市の動き



1. 計画策定の趣旨

本市では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成27（2015）年12月に「飯能市男女共同参画推進条例」を制定し、平成30（2018）年3月には「第5次飯能市男女共同参画プラン」（現行計画）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

近年は、人口減少や少子高齢化が急速に進む中、将来の労働力不足が懸念され、女性の職業生活における更なる活躍を推進することが求められています。また、男女共同参画の視点に立った防災対策や男女間のあらゆる暴力に関する問題等、男女共同参画に関する様々な課題の解決が求められています。

また、性別による役割分担意識は、いまだに根強く残っており、男女がともにいきいきと暮らすことができる社会の実現のため、男女共同参画の意識形成を目的とした啓発が重要となります。

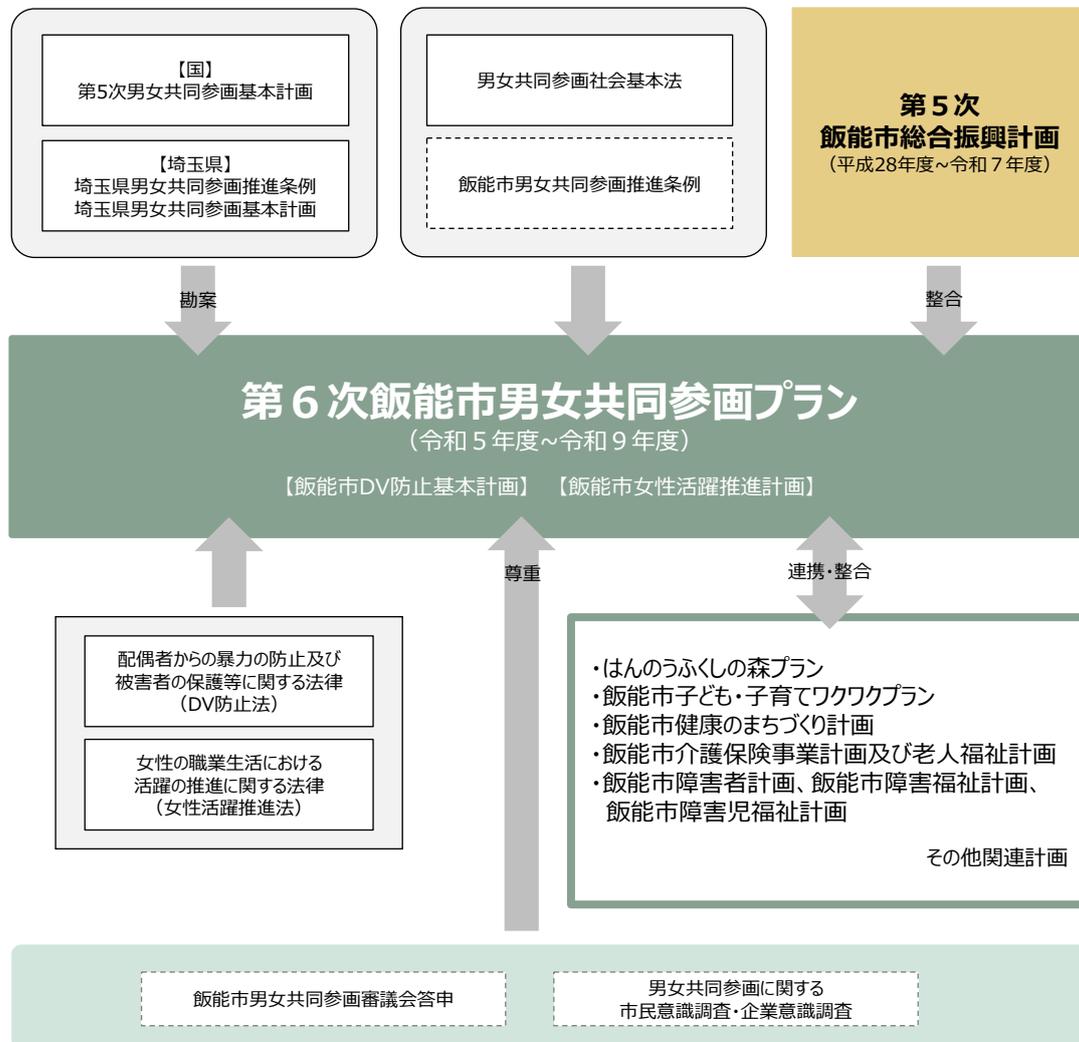
このような中、現行計画の計画期間終了にあたり、令和3（2021）年度に実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」の結果をふまえ、男女共同参画社会の実現に向けた新たな課題に対応するため、「飯能市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、より社会情勢の変化と市民ニーズに対応した「第6次飯能市男女共同参画プラン」を策定しました。

2. 計画の性格と位置付け

本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案し、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「飯能市男女共同参画推進条例」第11条第1項の規定に基づき、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、「第5次飯能市総合振興計画」及び「はんのうふくしの森プラン」等の関連計画との整合性に配慮し、飯能市男女共同参画審議会答申、男女共同参画に関する市民意識調査及び企業意識調査の内容を尊重し策定するものです。

なお、本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、DV^{※1}防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画【飯能市DV防止基本計画】及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画【飯能市女性活躍推進計画】を包括するものとします。



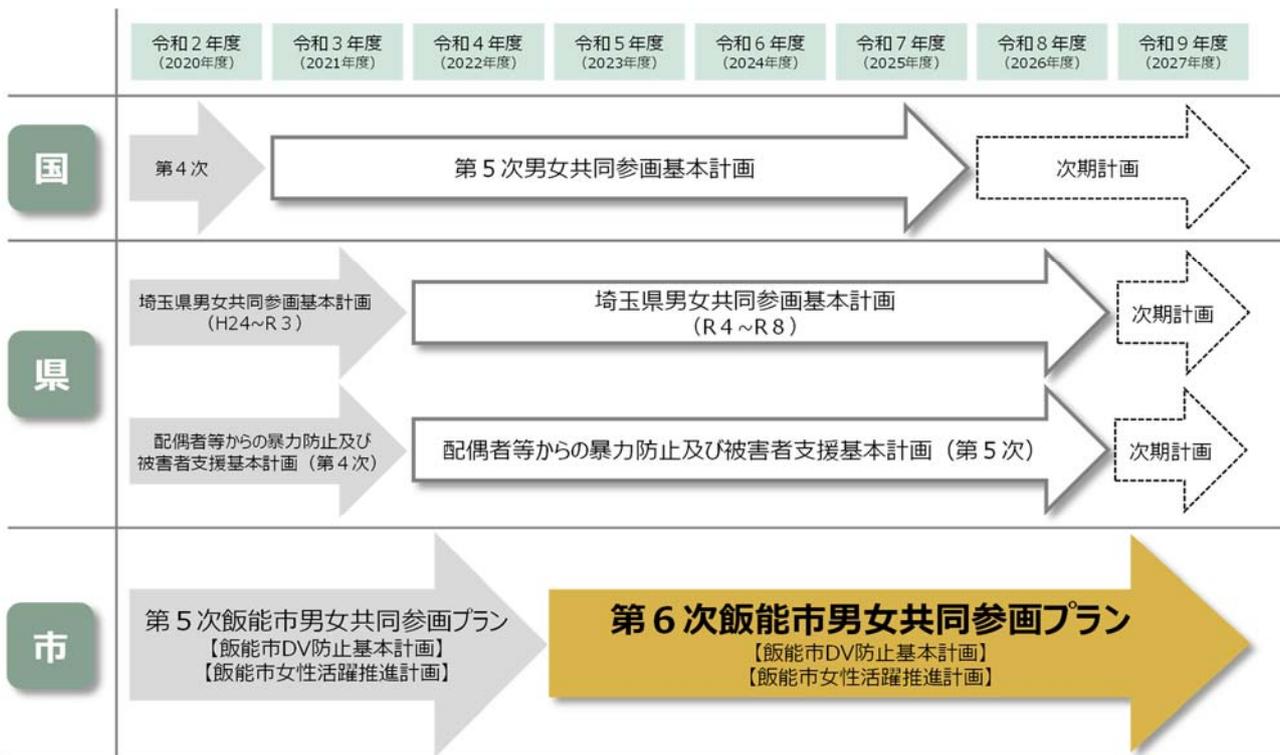
※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）

一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」のことを示すとされています。「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる有害な影響を及ぼす言動を指します。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度を初年度とし、令和9（2027）年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法改正や社会状況の変化により、基本計画の見直しが必要となった場合には、必要に応じて見直しを行います。



4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、令和3（2021）年度に男女共同参画に関する市民意識調査及び企業意識調査を実施したほか、「飯能市男女共同参画庁内推進会議」（庁内の関係部署の職員で構成）などにおいて協議を行い、市民意見や「飯能市男女共同参画審議会」（学識経験者や知識経験者等で構成）の答申を踏まえて策定します。



5. 世界の動き

女性の地位向上を目指した取組については、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を大きな節目として、国際連合（以下、国連）を中心に世界各国で急速に進展しました。

昭和 54（1979）年の第 34 回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

平成 7（1995）年の「第 4 回世界女性会議」では、各国政府に自国の行動計画の策定とその実施責任を求める行動綱領が採択され、あらゆる政策及び計画に、社会的・文化的につくられた性差を解消するよう求めています。

平成 26（2014）年には、第 58 回国連婦人の地位委員会が、国連本部で開催されました。日本が提出した防災、災害救護、復旧復興の全ての段階における女性の参画や、女性のニーズへの配慮を求めること等を内容とする「自然災害におけるジェンダー^{※1}平等と女性のエンパワーメント^{※2}」決議案が採択され、多様な分野で男女共同参画の広がりをみせています。

平成 27（2015）年には国連で「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、SDGs の 17 の目標の 5 つ目には「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、性別を理由とする差別や不平等、女性や女兒に対する暴力等に終止符を打ち、全ての女性と女兒のエンパワーメントを図ることが求められています。

平成 28（2016）年、第 60 回国連婦人の地位委員会が、国連本部（ニューヨーク）で開催されました。「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」の合意結論と「パレスチナ女性の状況及びその支援」「紛争下における女性及び児童の人質解放」等の決議が採択されました。

令和 4（2022）年には国際女性会議 WAW！2022 を日本で開催し、女性が直面している課題と解決に向けた各国の取組を共有しました。

我が国の男女共同参画に関する国際比較では、世界経済フォーラムが令和 4（2022）年に発表した「ジェンダー・ギャップ指数^{※3}」では、日本は 146 か国中 116 位となっています。特に政治や経済の分野において男女の格差が大きいことからこのような低水準にあると言われており、男女共同参画において取り組む課題は多いと考えられます。

※1 ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/Sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の性別を「社会的性別」（ジェンダー/gender）といいます。

※2 女性のエンパワーメント

女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮することです。

※3 ジェンダー・ギャップ指数（Global Gender Gap Index）

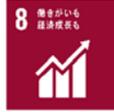
経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される世界各国の男女間の不均衡を示す指標のことです。

 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 (2015) 年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組み、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。



◇本計画に関連する SDGs ◇

	1. 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
	8. 働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する
	10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する
	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	17. パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：国連広報センター



6. 国・県の動き

【国】

国においては、昭和 60（1985）年の女子差別撤廃条約の批准を契機に、法や制度の整備が進められ、男女労働者を対象とした「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下、男女雇用機会均等法）や、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下、育児・介護休業法）などが制定されました。

平成 11（1999）年には、女性と男性が互いにその人権を尊重し、喜びを分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を促進するため「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

平成 12（2000）年には、「男女共同参画社会基本法」に基づき、10 年間の長期的な方向性を示した「男女共同参画基本計画」が決定されました。その後、「男女共同参画基本計画」は第 2 次（平成 17（2005）年決定）、第 3 次（平成 22（2010）年決定）、第 4 次（平成 27（2015）年決定）と改定が進み、令和 2（2020）年には第 5 次男女共同参画基本計画が策定されました。

平成 13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）が制定されました。

平成 29（2017）年には、「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」ことが盛り込まれました。

平成 30（2018）年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、国や地方議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができるだけ均等になることを目指すことが基本原則とされました。

第 5 次計画では「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」「男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会」「仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」の実現が目指されています。

【埼玉県】

埼玉県では、住民や地域社会の視点に立ち、地域の実情を十分に踏まえ、県民意見を最大限に反映した上で、総合的かつ計画的に推進するために、全国に先駆け平成12(2000)年3月に「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成14(2002)年2月に「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定し、あらゆる分野に男女共同参画と人権尊重の視点を取り入れることを主眼として、男女共同参画社会づくりのための具体的な道筋を示しました。

同年、県の施策を実施し、県民や市町村の取組を支援するため、「埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)」を開設しました。

平成18(2006)年2月には平成16(2004)年の「DV防止法」の一部改正を受け、被害の発生防止から相談、一時保護、自立支援に至るまでの施策を総合的に推進するため、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

平成19(2007)年2月には、計画期間の最終年度を平成23(2011)年度とするなど中間見直しを行い「埼玉県男女共同参画推進プラン」を改定しました。

平成20(2008)年5月には、結婚や出産を機に退職した女性の再就職を支援するため、「埼玉県女性キャリアセンター」を「埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)」内に開設しました。

平成24(2012)年4月に、働く場における女性の活躍を支援するため、埼玉県産業労働部にウーマノミクス課を設置しました。

平成29(2017)年3月に、「埼玉県男女共同参画基本計画(平成29(2017)年度～令和3(2021)年度)」を策定し、『男女共同参画社会の実現—男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉—』を目標とした取組が進められました。

令和3(2021)年3月に、「埼玉県男女共同参画基本計画(令和4(2022)年度～令和8(2026)年度)」を策定し、『男女共同参画社会の実現～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～』を目標とした取組が進められています。



7. 飯能市の動き

【飯能市】

本市では、平成3（1991）年9月に「飯能市女性会議」を設置し、翌年の平成4（1992）年10月に「飯能市女性問題に関する市民意識調査」を実施する中で基礎資料をまとめ、平成6（1994）年3月に第1次プランとなる「飯能市女性行動計画」を策定しました。

その後、平成12（2000）年3月に「飯能市男女共同参画プラン—第2次女性行動計画」を策定、平成18（2006）年3月に第3次プランを策定、平成24（2012）年3月に第4次プランを策定しました。

平成26（2014）年4月には、「飯能市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DV被害者等の相談や支援体制の強化が進みました。

平成27（2015）年12月には、「飯能市男女共同参画推進条例」が制定され、本市の男女共同参画の推進のための大きな柱となりました。

平成30（2018）年3月には、「第5次飯能市男女共同参画プラン」を策定し、女性活躍の推進や新しい男女の生き方、市民の意識改革に重点を置いた施策の充実を図りました。

令和4（2022）年には、「第5次飯能市総合振興計画【後期基本計画】（令和4（2022）年度～令和7（2025）年度）」を策定し、【基本目標5 新しい時代への自立・協働とイノベーションのまち】の施策として『基本施策5-3-1 男女共同参画社会の実現』、『基本施策5-3-2 人権尊重社会の形成』を位置づけました。男女共同参画に向けた意識啓発を積極的に推進するとともに、審議会等における女性登用率の向上や、DVやセクシュアル・ハラスメント^{※1}など人権に関わる被害や差別に対する相談体制の充実に取り組んでいます。

本市では性別にとらわれず一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指し「飯能市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度^{※2}」を令和4（2022）年1月1日より導入しています。

※1 セクシュアル・ハラスメント（略称：セクハラ）

性的な言動によって相手に不利益を与え、相手が不快に感じる行為を行うとセクハラに該当します。

セクハラには、性的な要求を拒否したことを理由に、評価や処遇面で不利益を与える対価型のセクハラだけでなく、わいせつな言動を繰り返し、職場環境を不快なものにする環境型のセクハラがあります。男女雇用機会均等法では、事業主に対し、セクハラを防止するための配慮義務が課せられています。

※2 飯能市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度

一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとして尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ関係」であることを表明し、市に届出をすることで市がその届出を受理したことを公に証明する制度です。

第2章 飯能市における 男女共同参画の現状と課題

1. 本市の現状
2. 男女共同参画に関する市民意識の状況
3. 男女共同参画に関する企業意識の状況
4. 前期計画の推進状況と課題

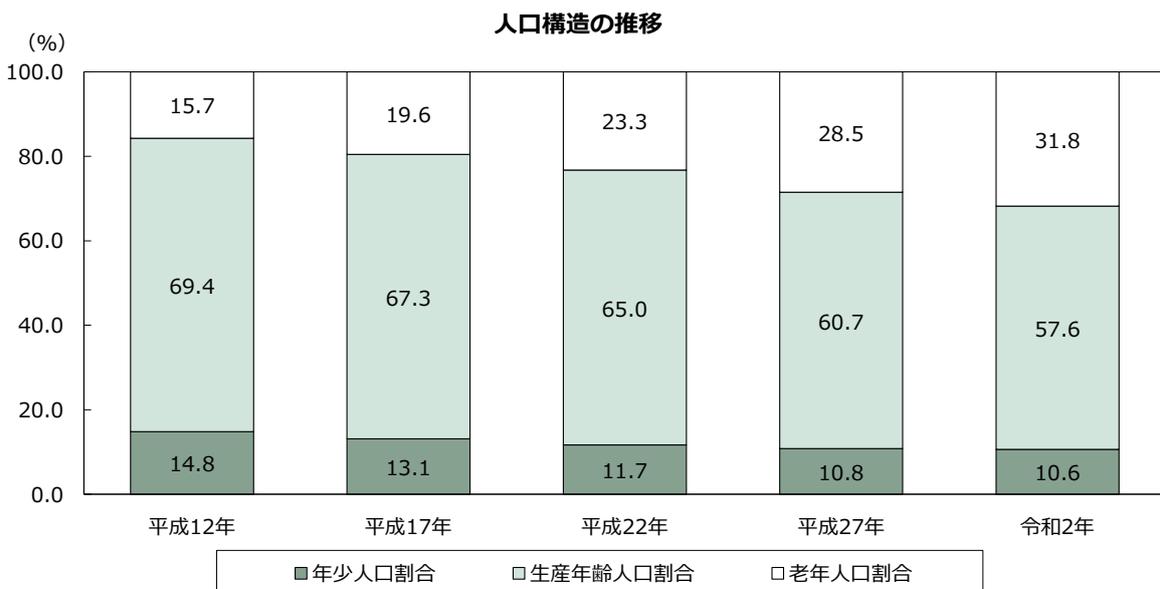
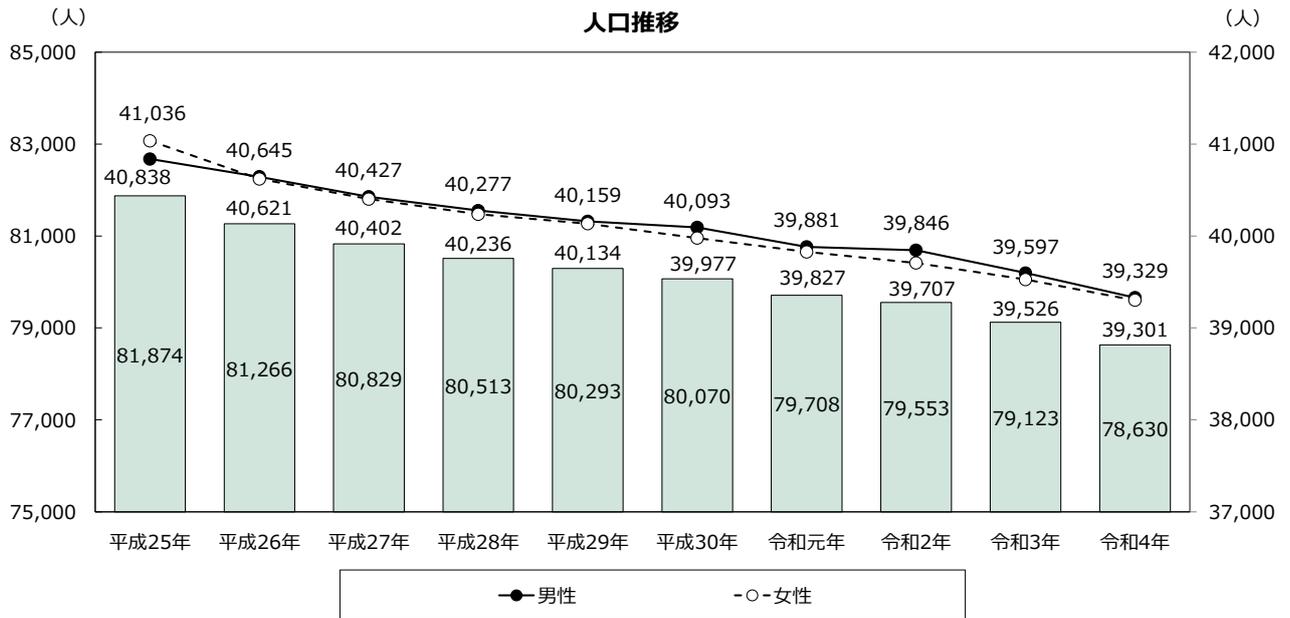


1. 本市の現状

(1) 人口

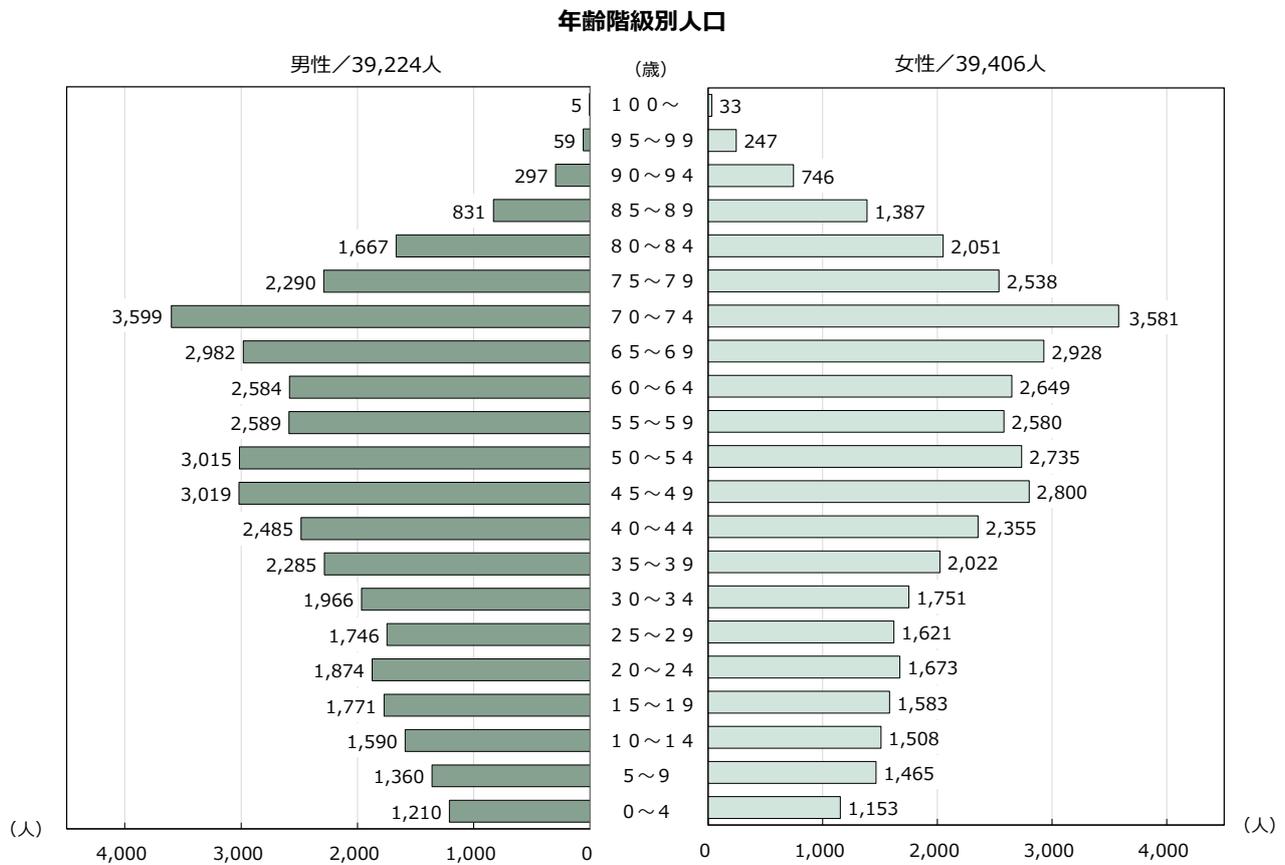
本市の総人口は減少傾向にあり、平成 25 (2013) 年の 81,874 人に対し、令和 4 (2022) 年では 78,630 人と 3,244 人の減少となっています。

人口構造は、年少人口割合 (15 歳未満)、生産年齢人口割合 (15 歳以上 64 歳未満) は年々減少している一方、老年人口割合 (65 歳以上) は年々増加しています。



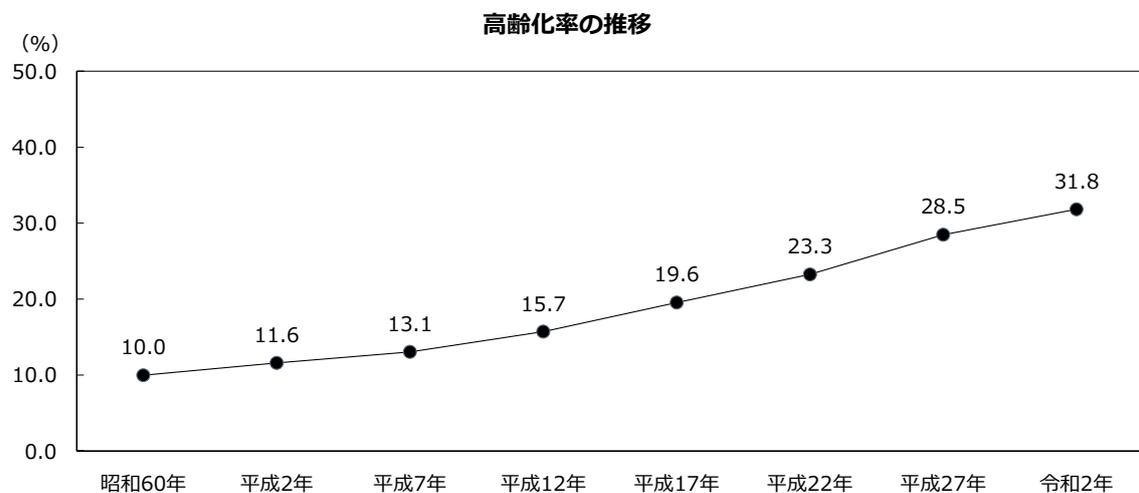


年齢階級別人口は、70～74歳の階級が最も多く、少子高齢化が進んだつぼ型となっています。



資料：住民基本台帳（令和4年1月1日）

高齢化率は年々上昇し、昭和60（1985）年の10.0%に対し、令和2（2020）年では31.8%と21.8ポイントの増加となっています。



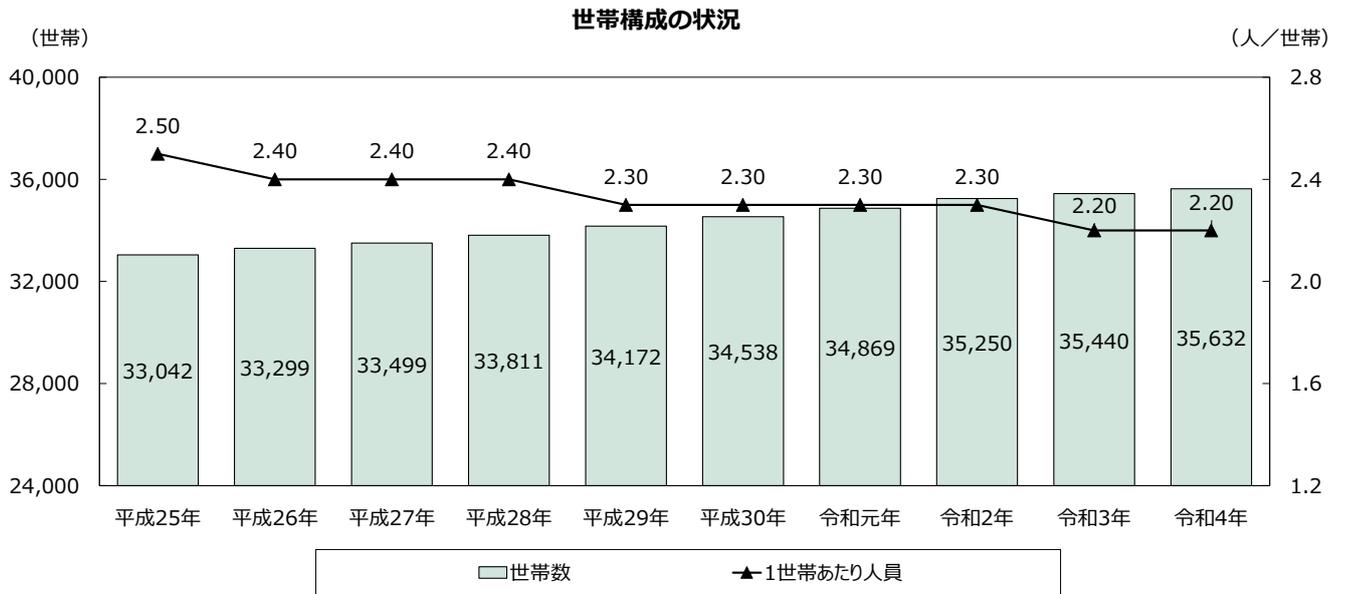
資料：国勢調査

(2) 世帯構成

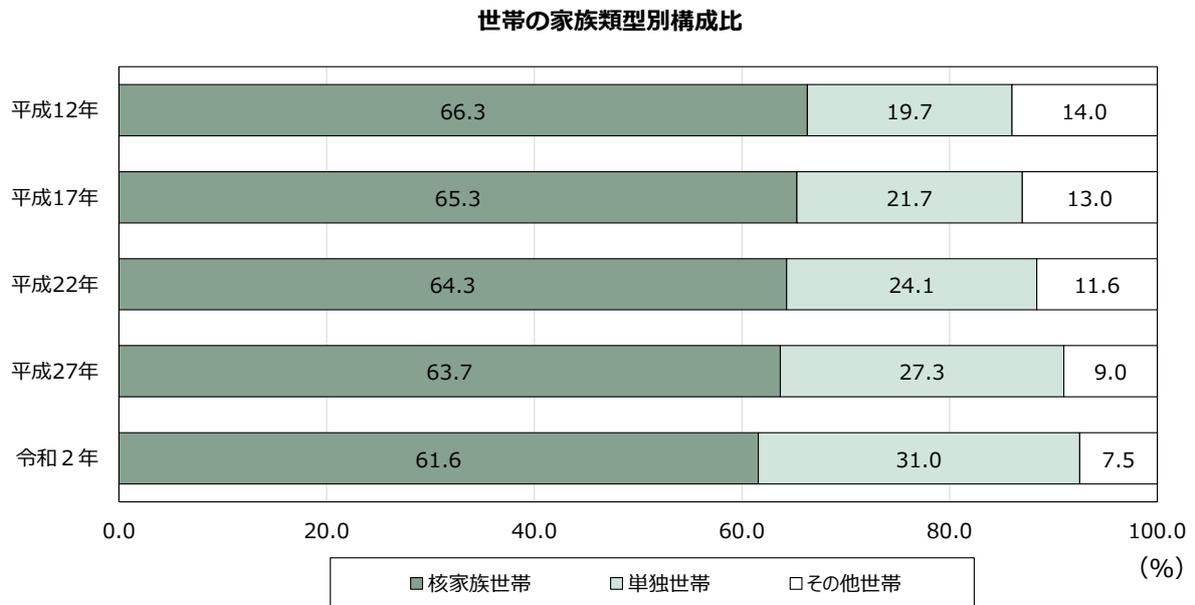
本市では、人口減少が年々進む一方で、世帯数は増加傾向となっています。

1世帯あたり人員は、年々減少傾向にあり、令和4（2022）年は2.20人と、世帯の小規模化（単身世帯等）が進行しています。

世帯の家族類型別構成比は、6割以上が核家族世帯で、単身世帯は年々増加しています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

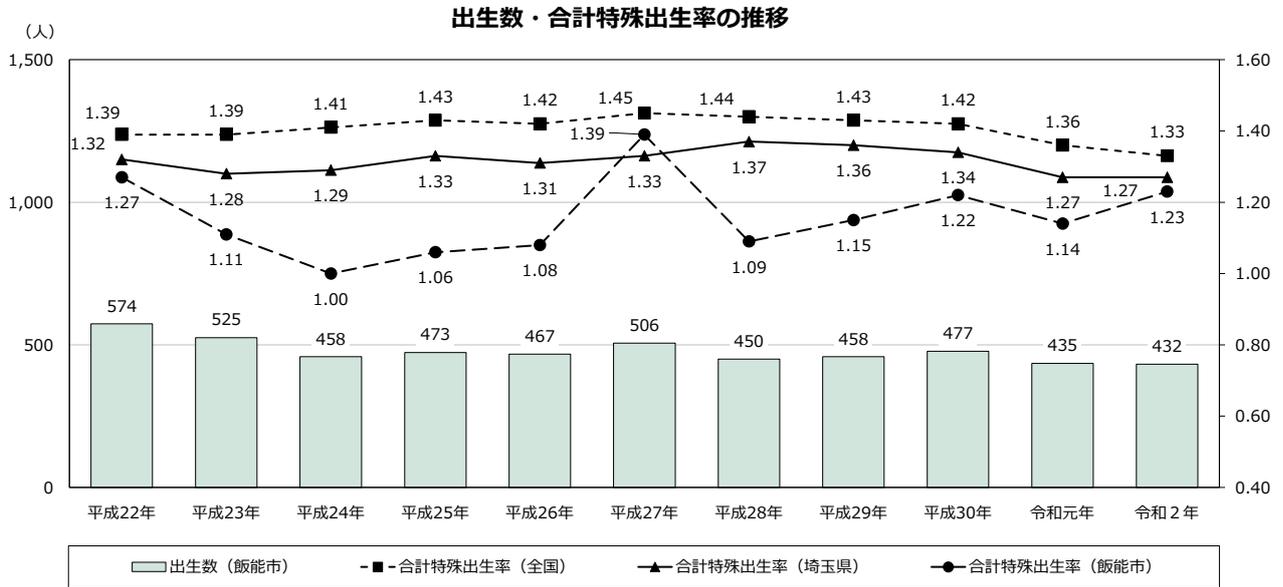


資料：国勢調査



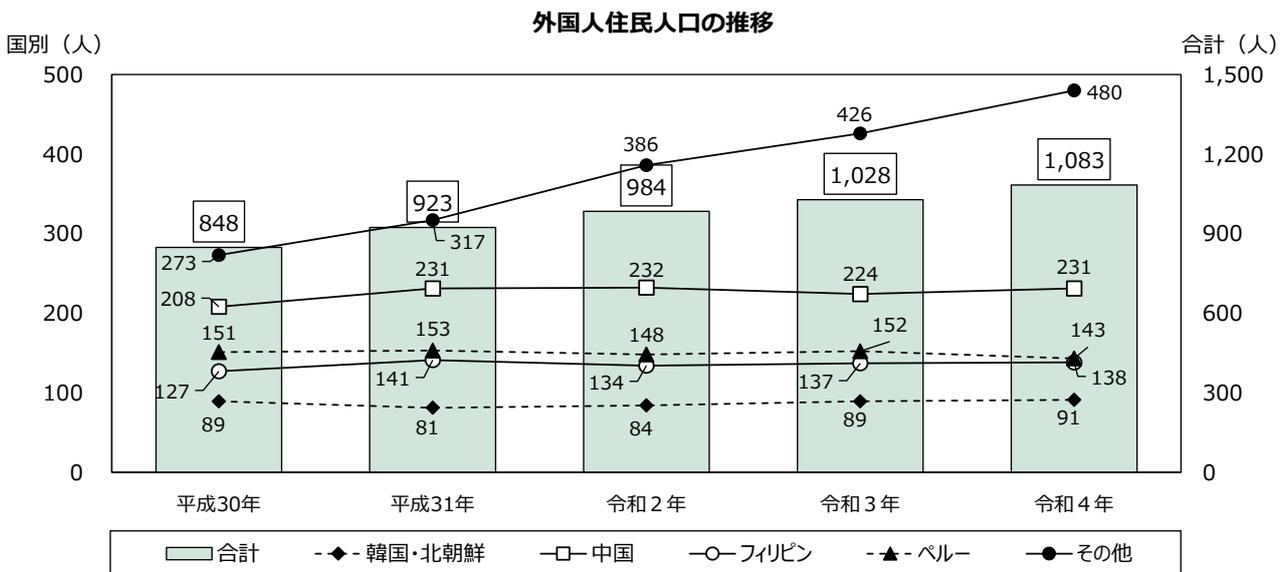
(3) 出生の状況

本市の出生数は、平成 30 (2018) 年から年々減少しており、令和 2 (2020) 年は 432 人となっています。合計特殊出生率^{※1}は、全国と埼玉県を下回っており、令和 2 (2020) 年は 1.23 となっています。



(4) 外国人住民人口

本市の外国人住民人口は年々増加しており、令和 4 (2022) 年は 1,083 人と平成 30 (2018) 年から 235 人増加しました。



※1 合計特殊出生率

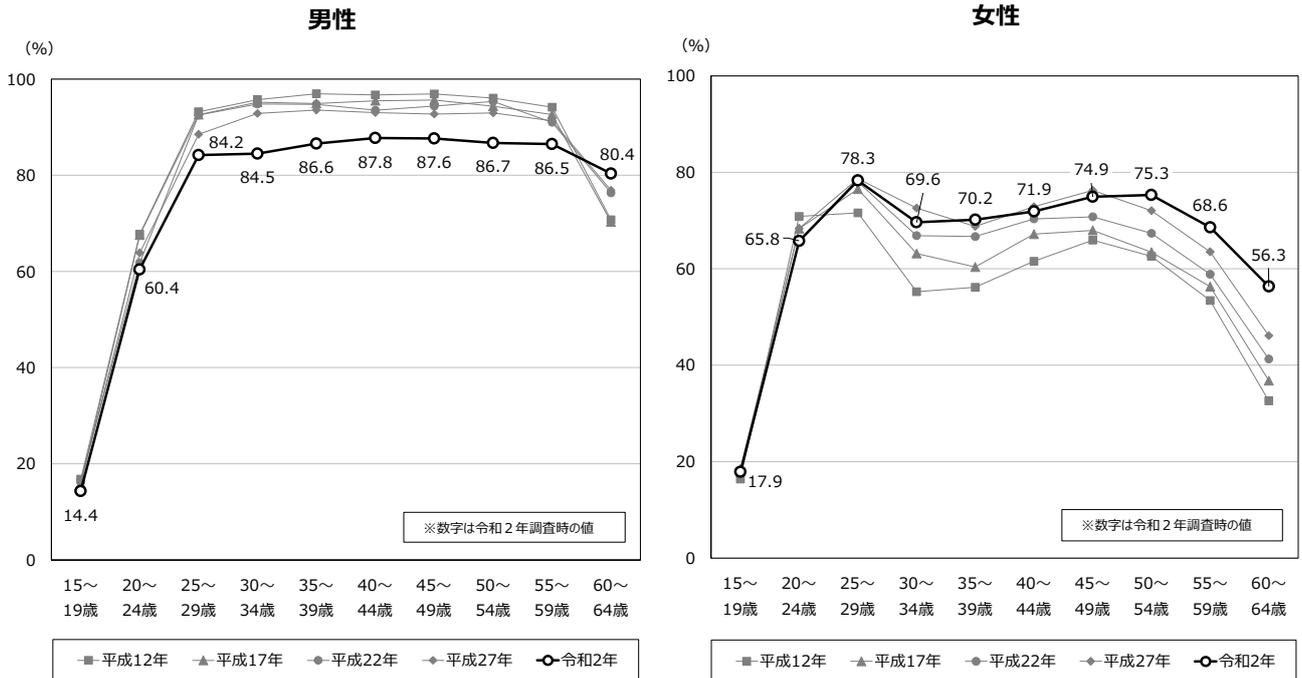
一人の女性が出産可能とされる 15 歳～49 歳に産むと推測される子供の数の平均を示します。人口維持のためには 2.07～2.08 とされています。

(5) 労働力率^{※1}

本市における男性の労働力率は、25歳～64歳で80%以上となっています。

女性の労働力率は、結婚や出産の時期にあたる年代に一度下降し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字型曲線を描いていますが、徐々にM字カーブは緩やかになり台形型に近づいています。

年齢階級別労働力率の推移



資料：国勢調査

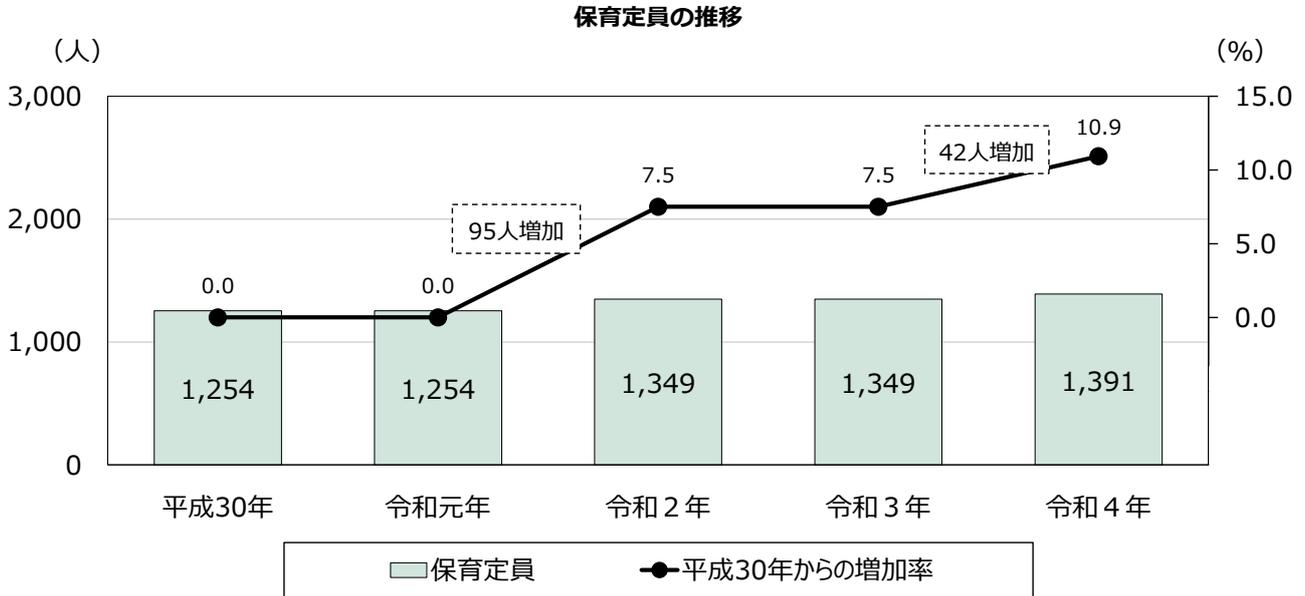
※1 労働力率

15歳以上の人口に占める労働力人口の割合のことです。労働力人口は就業者に完全失業者を加えた人数です。



(6) 認可保育所の保育定員の推移

令和2(2020)年と令和4(2022)年に新たな施設が開設されるなど保育定員の枠を広げ、令和4(2022)年には1,391人となっています。

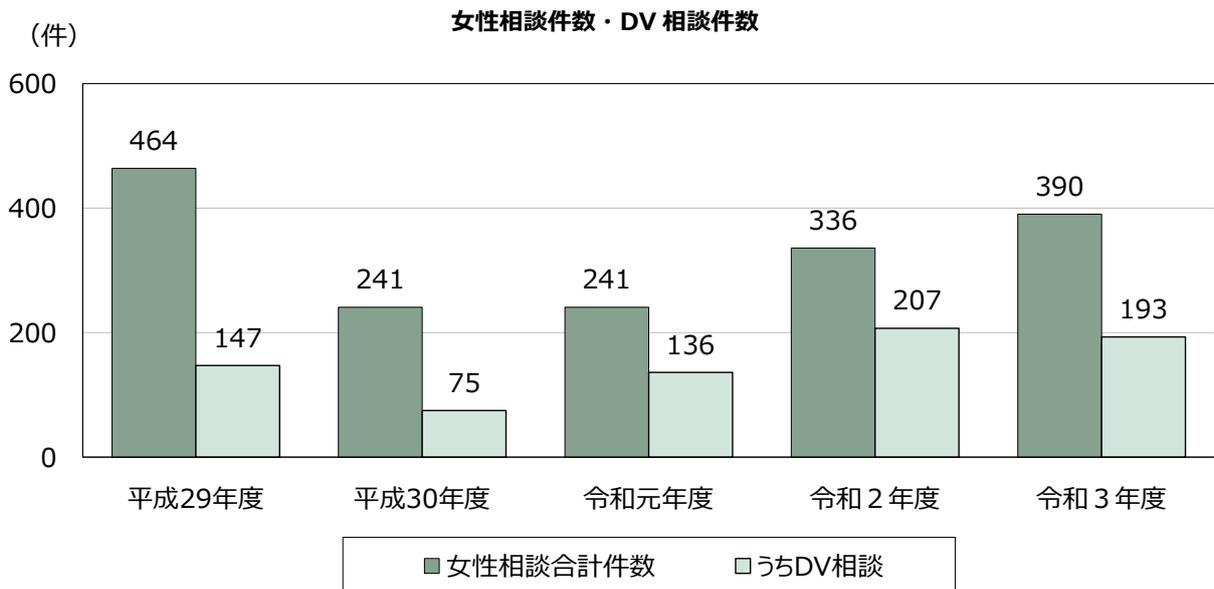


資料：保育課（各年4月1日）

(7) DV等の相談状況

本市の女性相談件数は、平成30(2018)年度から年々増加傾向にあり令和3(2021)年度は390件と平成30(2018)年度から149件増加しています。

DV相談件数も、平成30(2018)年度から年々増加傾向にあり、令和3(2021)年度は193件と平成30(2018)年度から118件増加しています。



資料：市民協働推進課

(8) 政策・方針決定過程への女性の参画

	地方自治法（第202条の3）に基づく 審議会等及び地方自治法 （第180条の5）に基づく委員会等					自治会長			市議会議員			市立小・中学校 PTA会長		
	審議会等及び 委員会等数	女性を含む 審議会等及び 委員会等数	委員数	女性数	女性比率（%）	自治会長数	女性数	女性比率（%）	市議会議員数	女性数	女性比率	会長数	女性数	女性比率（%）
平成30年度	54	37	516	134	26.0	136	2	1.5	19	5	26.3	22	1	4.5
令和元年度	54	39	514	134	26.1	136	0	0.0	19	5	26.3	20	1	5.0
令和2年度	51	35	532	123	23.1	135	0	0.0	19	5	26.3	20	2	10.0
令和3年度	49	36	533	124	23.3	134	2	1.5	18	4	22.2	19	3	15.8
令和4年度	55	41	539	129	23.9	134	3	2.2	19	6	31.6	19	2	10.5

資料：市民協働推進課、議会総務課、生涯学習課





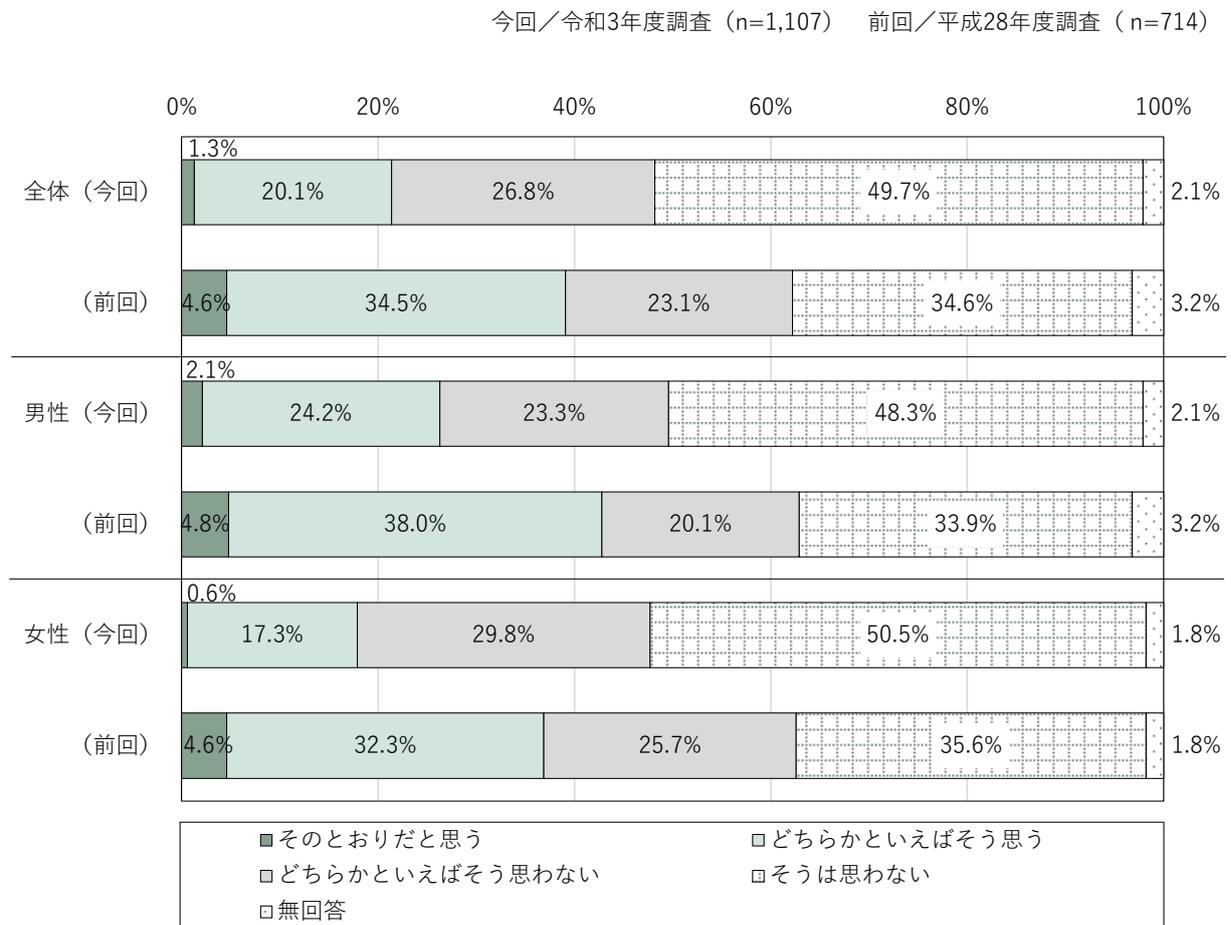
2. 男女共同参画に関する市民意識の状況

本計画の策定にあたり、市内に在住する18歳以上の市民を対象に、男女共同参画に関する意識や実態を把握するため、「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、市民意識調査）を実施しました。調査結果の詳細については、市ホームページで公表しています。

調査時期	令和3年11月10日（水）～11月30日（火）
調査対象	飯能市在住の18歳以上の市民3,500人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
回収数	郵送回収：864／オンライン：243
回収率	31.6%

（1）固定的な性別役割分担意識について

【男は仕事、女は家庭】という考え方を否定する割合「そうは思わない」は、前回調査の34.6%から49.7%と15.1ポイント増加したものの、「そうは思わない」は5割程度にとどまっています。

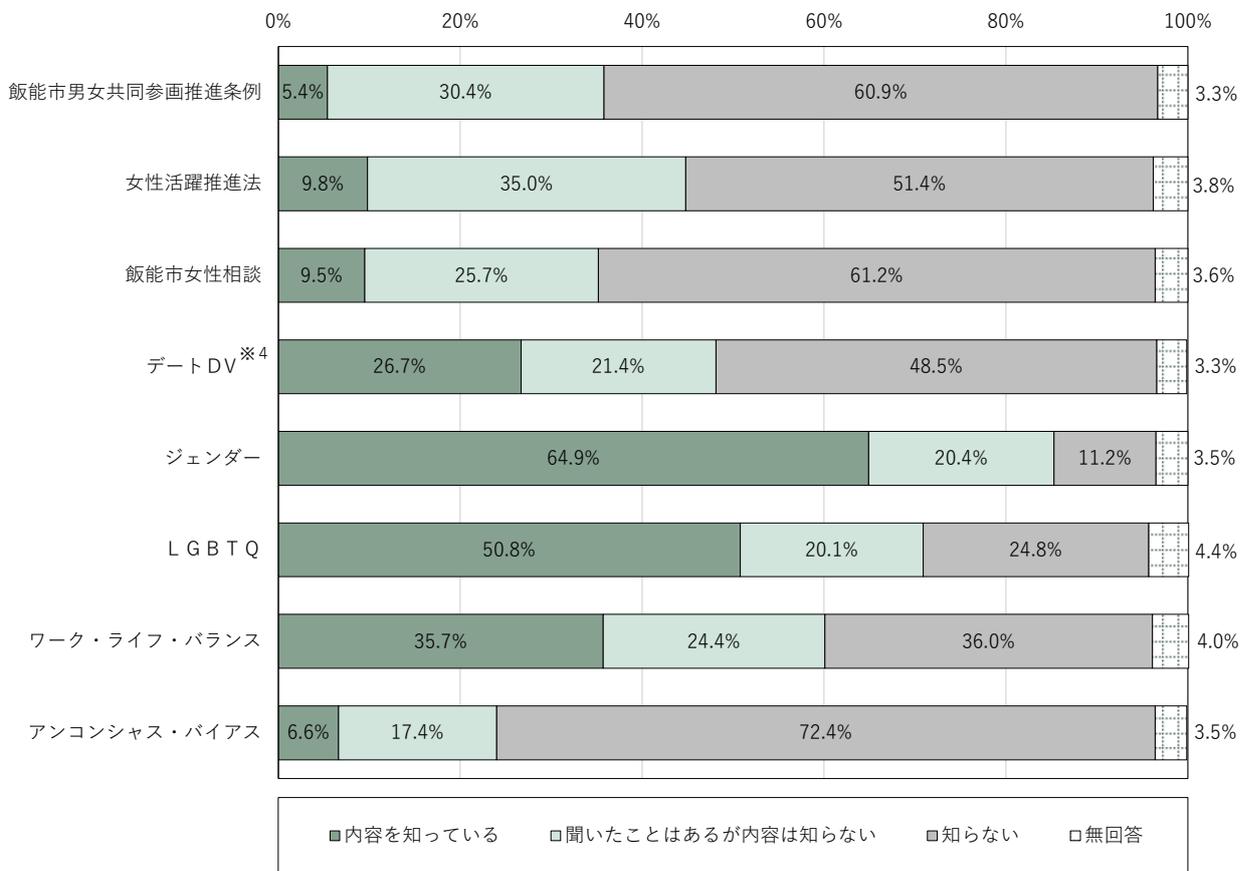


(2) 男女共同参画に関する言葉の認知度について

知っている言葉では、「内容を知っている」「聞いたことはあるが内容は知らない」を合わせた『知っている』という回答は、「ジェンダー」が85.3%と最も多く、次いで「LGBTQ^{※1}」が70.9%、「ワーク・ライフ・バランス^{※2}」が60.1%となっています。

また、「知らない」という回答は、「アンコンシャス・バイアス^{※3}」が72.4%と最も多く、次いで「飯能市女性相談」が61.2%、「飯能市男女共同参画推進条例」が、60.9%となっています。

今回/令和3年度調査 (n=1,107)



※1 LGBTQ (エル・ジー・ビー・ティー・キュー)

女性同性愛者 (レズビアン、Lesbian)、男性同性愛者 (ゲイ、Gay)、両性愛者 (バイセクシュアル、Bisexual)、心の性と身体の性に違和感を持つ人 (トランスジェンダー、Transgender)、自分自身の性を決められない・わからない・決めていない (クイア/クエスチョニング、Queer/Questioning) 人々を意味する頭字語です。

※2 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

ワーク (仕事) とライフ (仕事以外の生活) を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくることです。

※3 アンコンシャス・バイアス

誰もが持っているもので、自分自身が気づいていない「無意識の偏ったものの見方や思い込み」をいいます。その人の過去の経験や知識、価値観、信念などをとおして本人が気づかないうちに身に付けたもので、何気ない発言や行動として現れるものです。

※4 デートDV

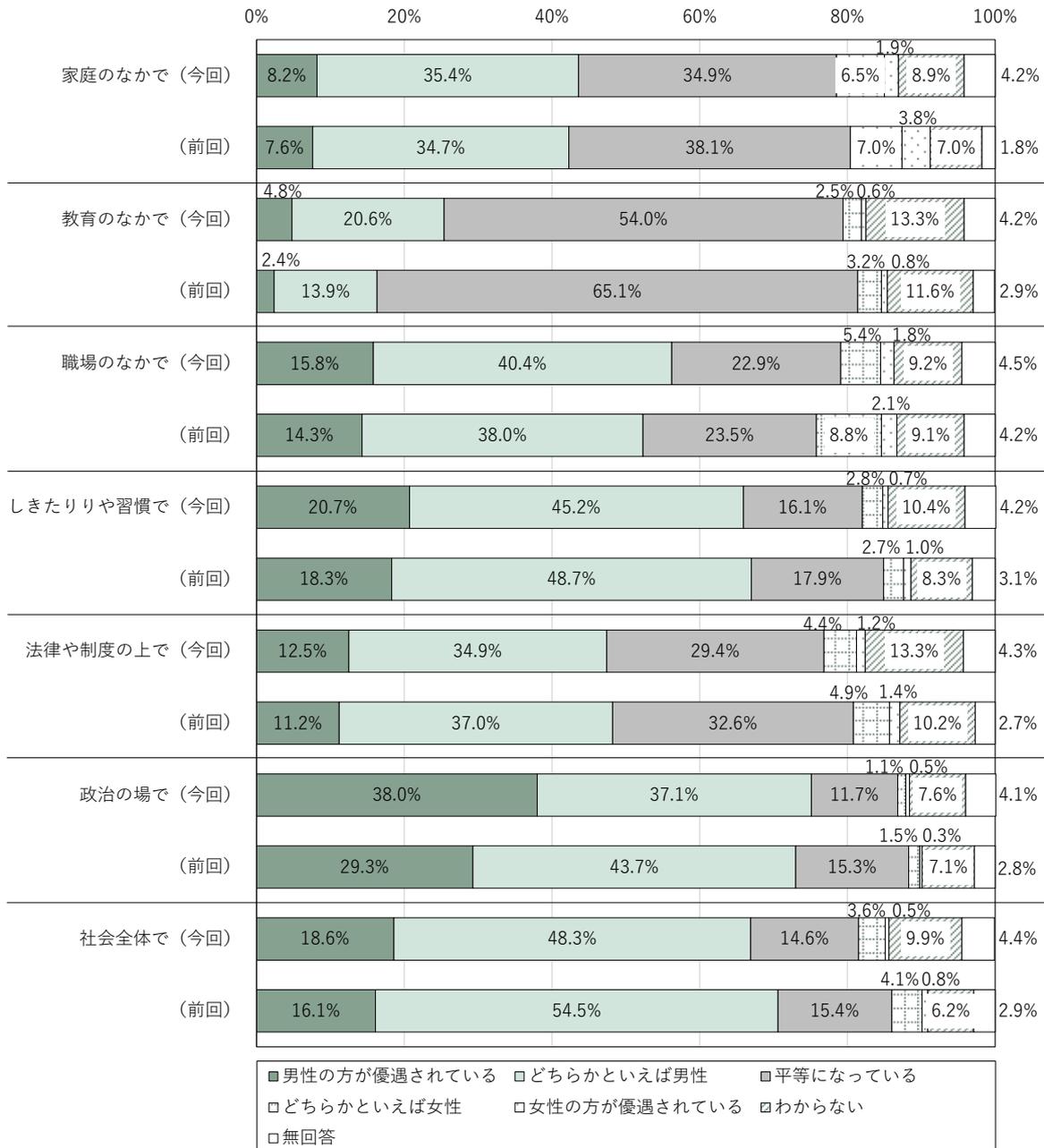
恋人や交際相手などの親密な関係にある者 (配偶者は除く) による心とからだへの暴力のことです。



(3) 男女平等意識について

男女平等意識については、男女共同参画に関する様々な取組が社会全体で進められているものの、「家庭」から「社会全体」までの全ての場面で、「男女が平等になっている」と回答した割合が、前回調査よりも減少し、「男性の方が優遇されている」との回答が増加しています。

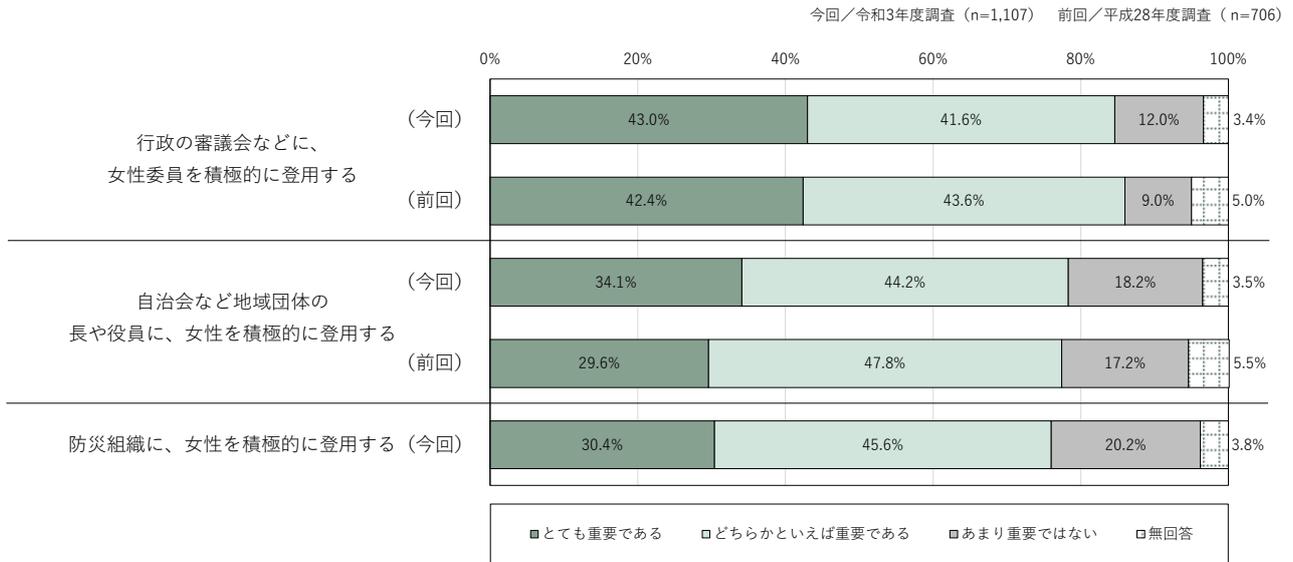
今回／令和3年度調査 (n=1,107) 前回／平成28年度調査 (n=706)



(4) 社会との関わりについて

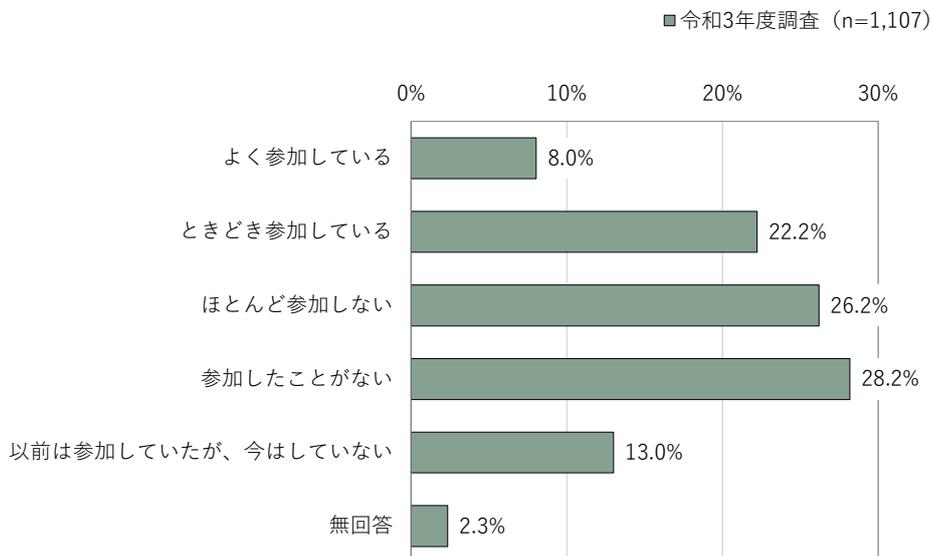
方針・政策決定の場への女性の参画を更に促進するために重要なことでは、「とても重要である」「どちらかといえば重要である」を合わせた『重要である』という回答では、「行政の審議会などに、女性委員を積極的に登用する」が84.6%と最も多く、次いで自治会など地域団体の長や役員に、女性を積極的に登用する」が78.3%、「防災組織に、女性を積極的に登用する」が76.0%となっています。

『あまり重要ではない』という回答では、「防災組織に、女性を積極的に登用する」が20.2%と最も多くなっています。



(5) 地域活動について

町内会やボランティアなどの地域活動への参加では、「よく参加している」「ときどき参加している」を合わせた『参加している』が30.2%となっています。また、「ほとんど参加しない」「参加したことがない」「以前は参加していたが、今はしていない」を合わせた『参加していない』が67.4%となっています。

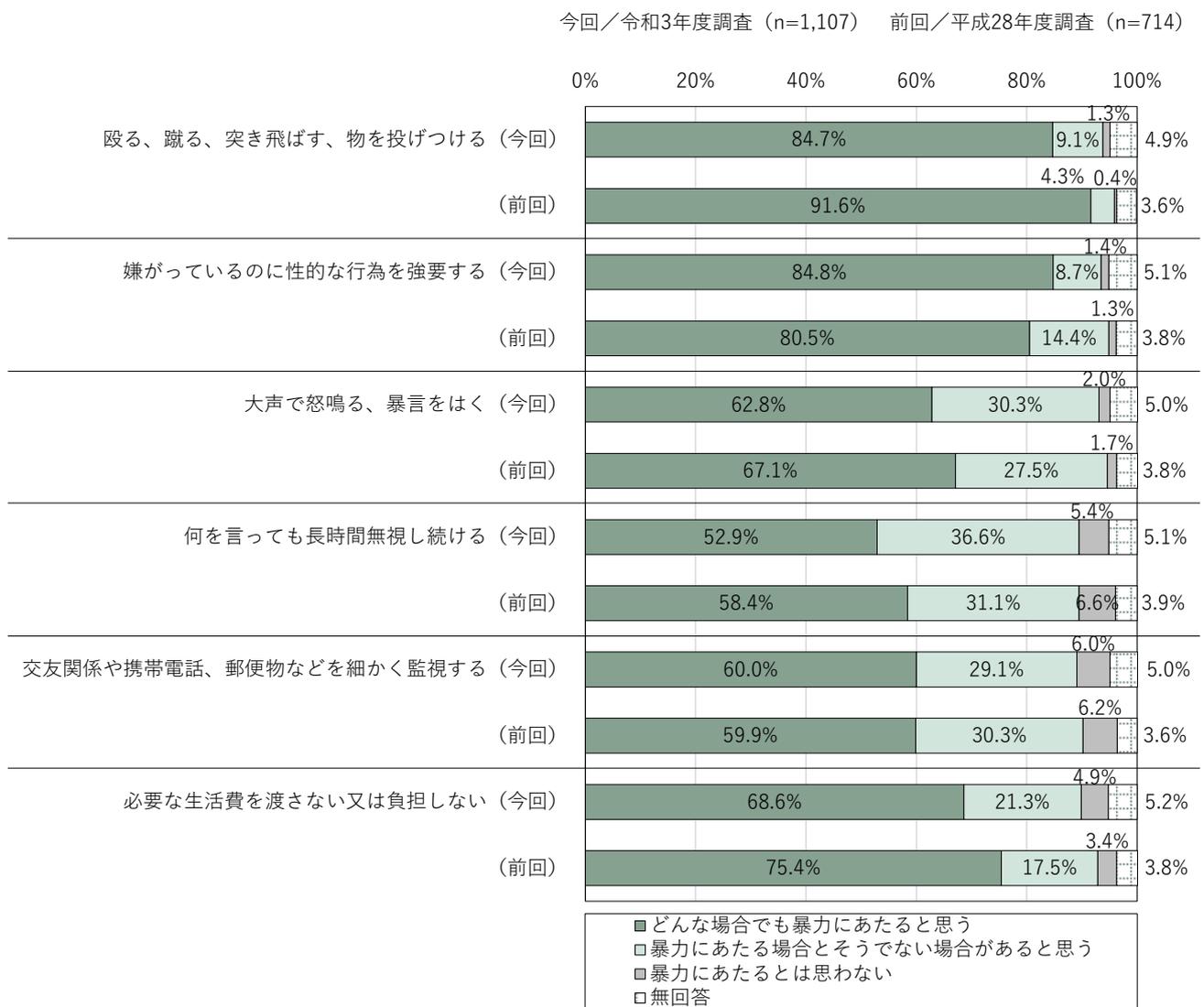




(6) 配偶者や交際相手に対する暴力について

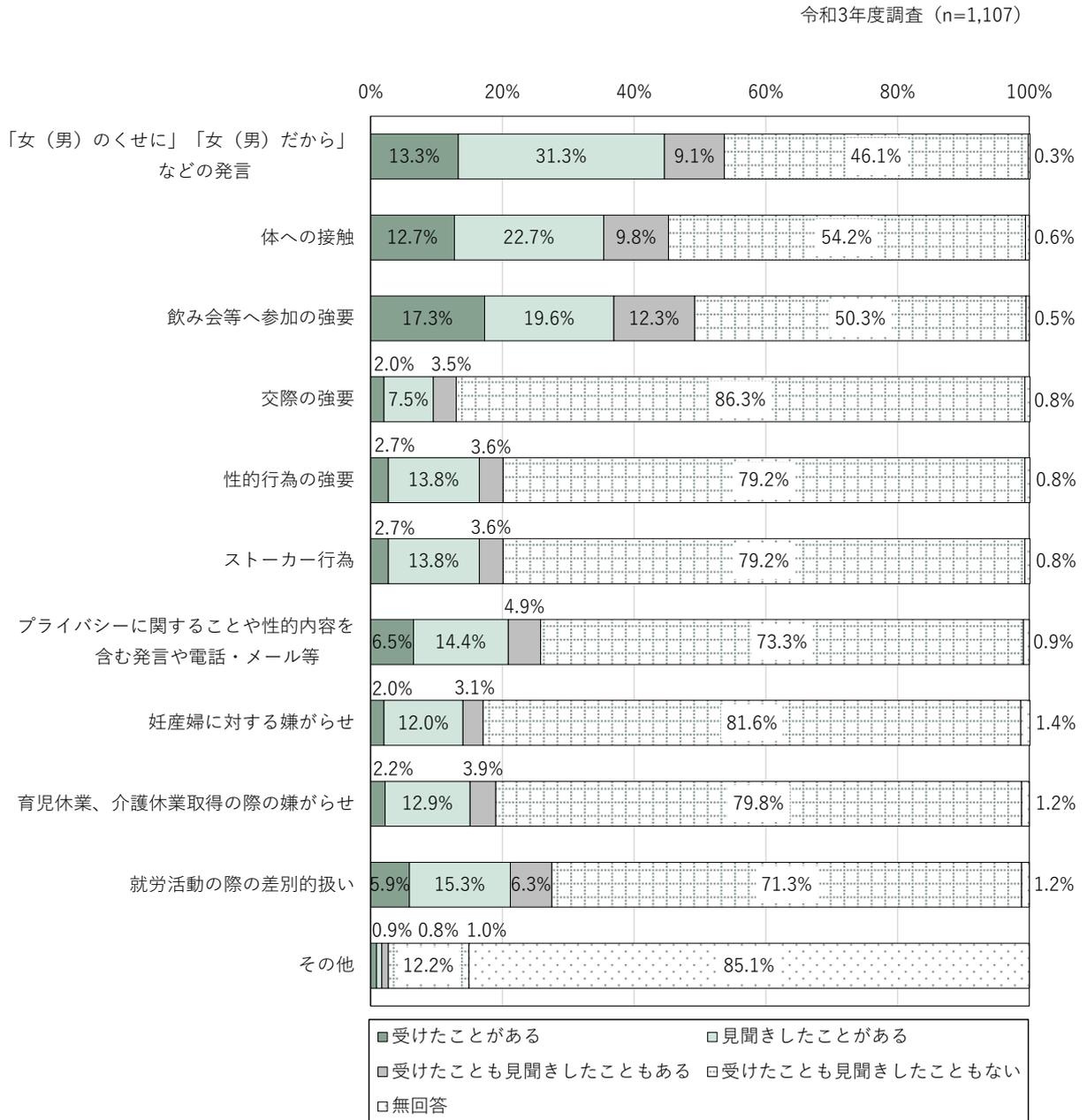
配偶者（交際相手）間の様々な行為において、『殴る、蹴る』などの【身体的暴力】、『性的な行為を強要する』などの【性的暴力】は「どんな場合でも暴力にあたると思う」という回答が80%以上を占めており、身体を傷つける行為については、暴力としての認識が高いです。

しかし、『大声で怒鳴る・長時間無視をする・携帯電話などを細かく監視する』などの【精神的暴力】、『必要な生活費を渡さない』などの【経済的暴力】は、前回調査よりも「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した割合が減少しており、身体を直接傷つけない行為については、暴力としてあまり捉えられていません。



(7) ハラスメントの有無について

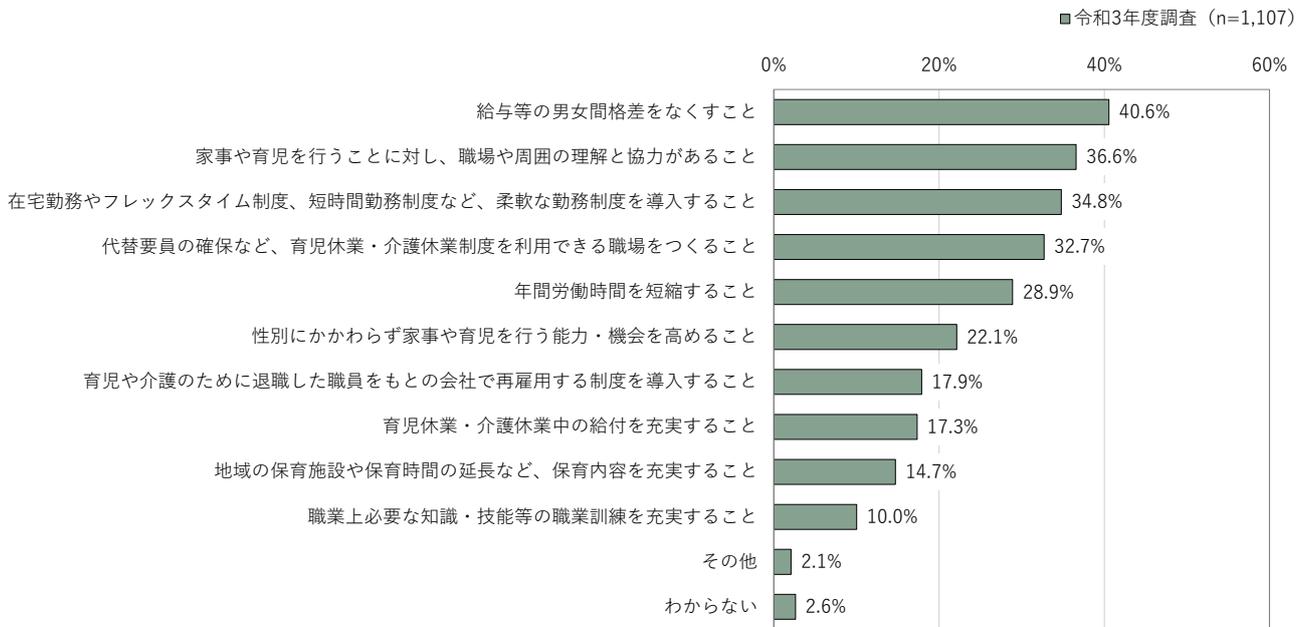
ハラスメントの有無については、『女（男）のくせに』といった差別的な発言や『体への接触』、『飲み会等への参加の強要』を「受けたり、見聞きしたことがある」との回答が5割前後を占めており、男女を問わずセクシュアル・ハラスメントは身近にあるという現状があります。





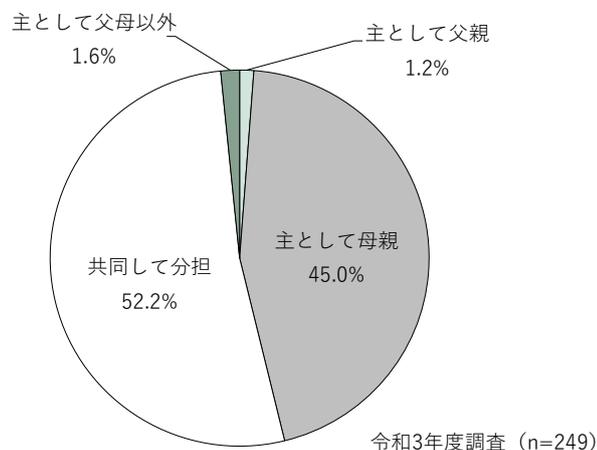
(8) 性別に関わらず働きやすくなるために必要なことについて

「給与等の男女間格差をなくすこと」が40.6%と最も多く、次いで「家事や育児を行うことに対し、職場や周囲の理解と協力があること」が36.6%、「在宅勤務やフレックスタイム制度、短時間勤務制度など、柔軟な勤務制度を導入すること」が34.8%となっており、多様で柔軟な働き方が求められています。



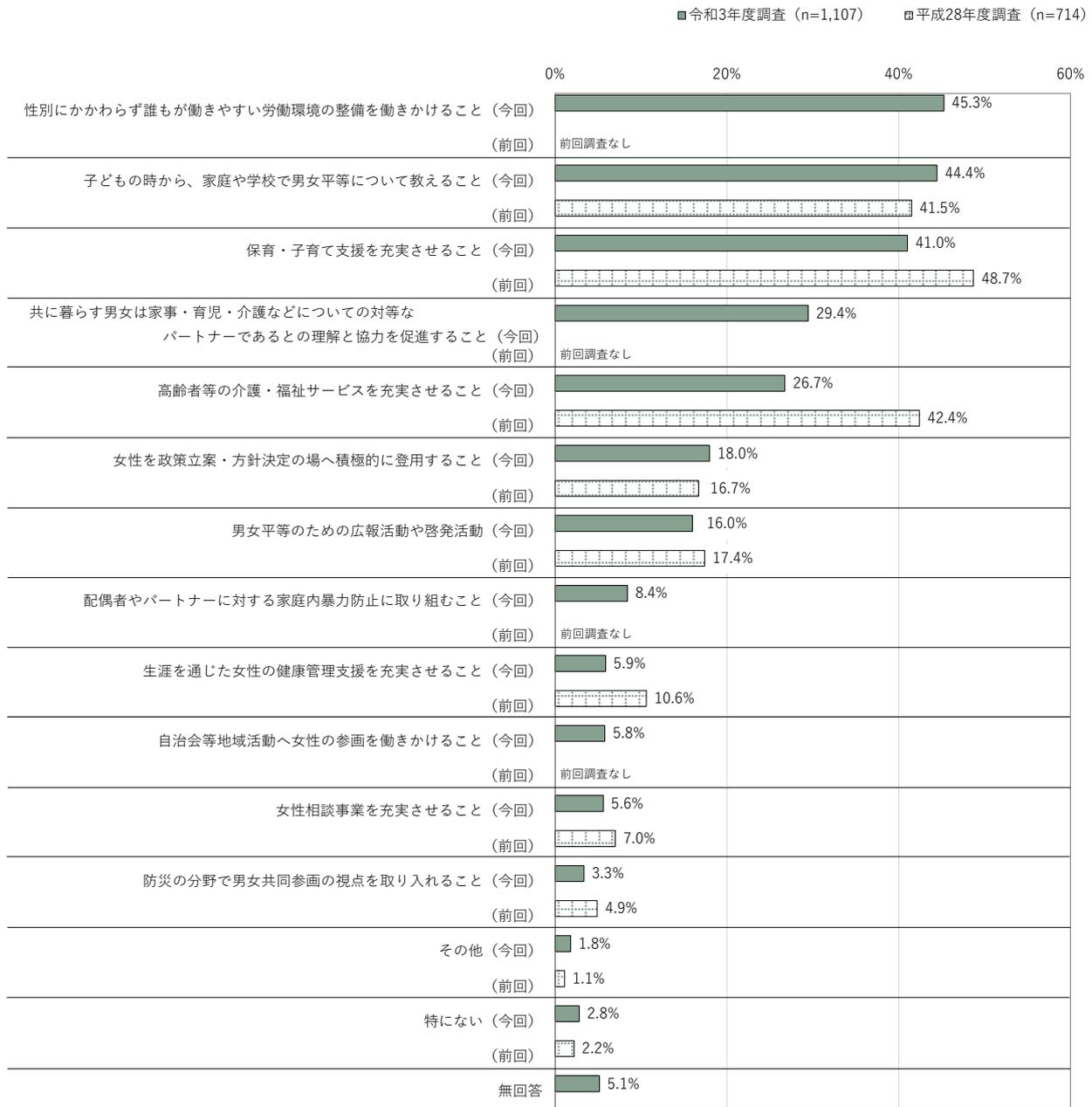
(9) 家庭生活について

子育てや子どものしつけを主に行っている人では「共同して分担」が52.5%と最も多く、次いで「主として母親」が45.0%となっています。共働き世帯が増える中、子育てやしつけ等をはじめとする家庭生活において、共同して行う意識は年々根付いてきていますが、いまだに「子育ては女性」という固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。



(10) 男女共同参画社会を目指すために飯能市が力をいれるべきことについて

「性別にかかわらず誰もが働きやすい労働環境の整備を働きかけること」が45.3%と最も多く、次いで「子どもの時から、家庭や学校で男女平等について教えること」が44.4%、「保育・子育て支援を充実させること」が41.0%となっています。





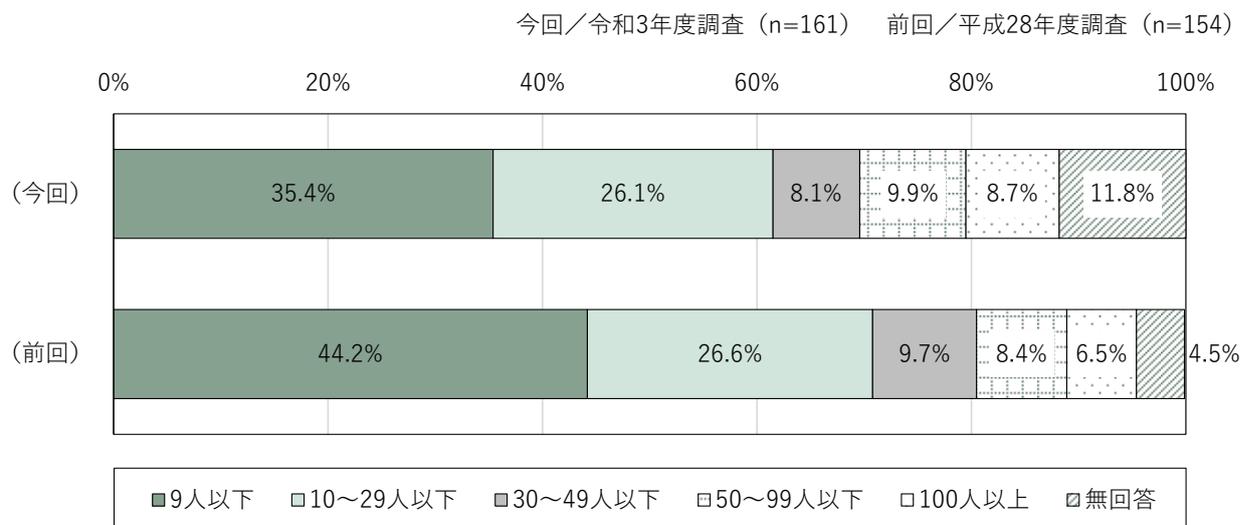
3. 男女共同参画に関する企業意識の状況

本計画の策定にあたり、市内の 500 事業所を対象に、男女共同参画に関する現状や事業所の経営者や責任者の意識を把握するため、「男女共同参画に関する企業意識調査」（以下、企業意識調査）を実施しました。調査結果の詳細については、市ホームページで公表しています。

調査時期	令和3年11月10日（水）～ 11月30日（火）
調査対象	飯能市内の500の事業所
抽出方法	無作為抽出
回収数	郵送回収：132／オンライン：29
回収率	32.2%

（1）事業所について

事業所の規模は、従業員数「9人以下」が35.4%と最も多く、次いで「10～29人以下」が26.1%となっています。

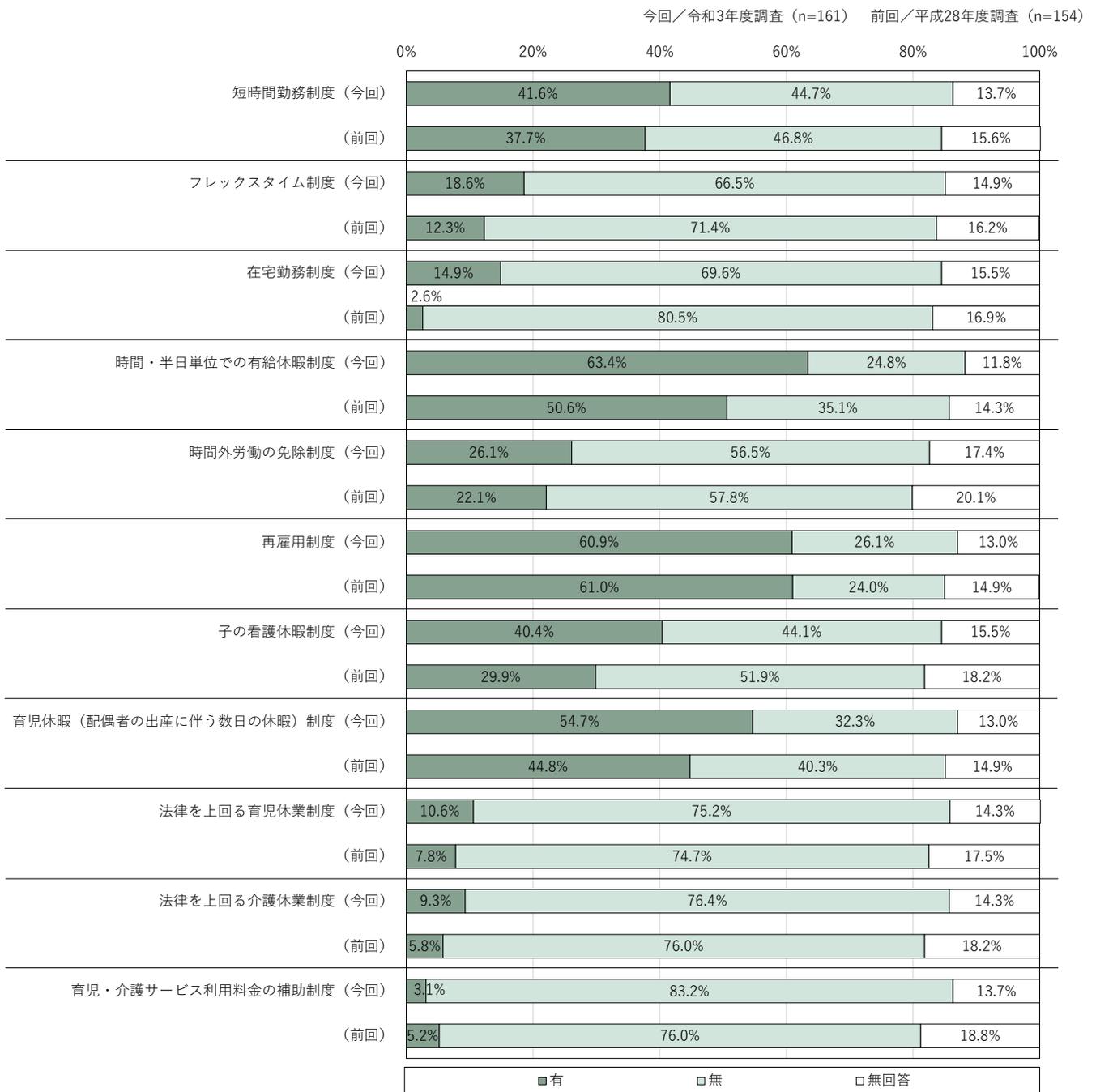


(2) ワーク・ライフ・バランスについて

【各種制度の有無】

ワーク・ライフ・バランスに関する各種制度の実施状況は、「時間・半日単位での有給休暇制度」が63.4%と最も多く、次いで「再雇用制度」が60.9%、「育児休暇（配偶者の出産に伴う数日の休暇）制度」が54.7%となっています。

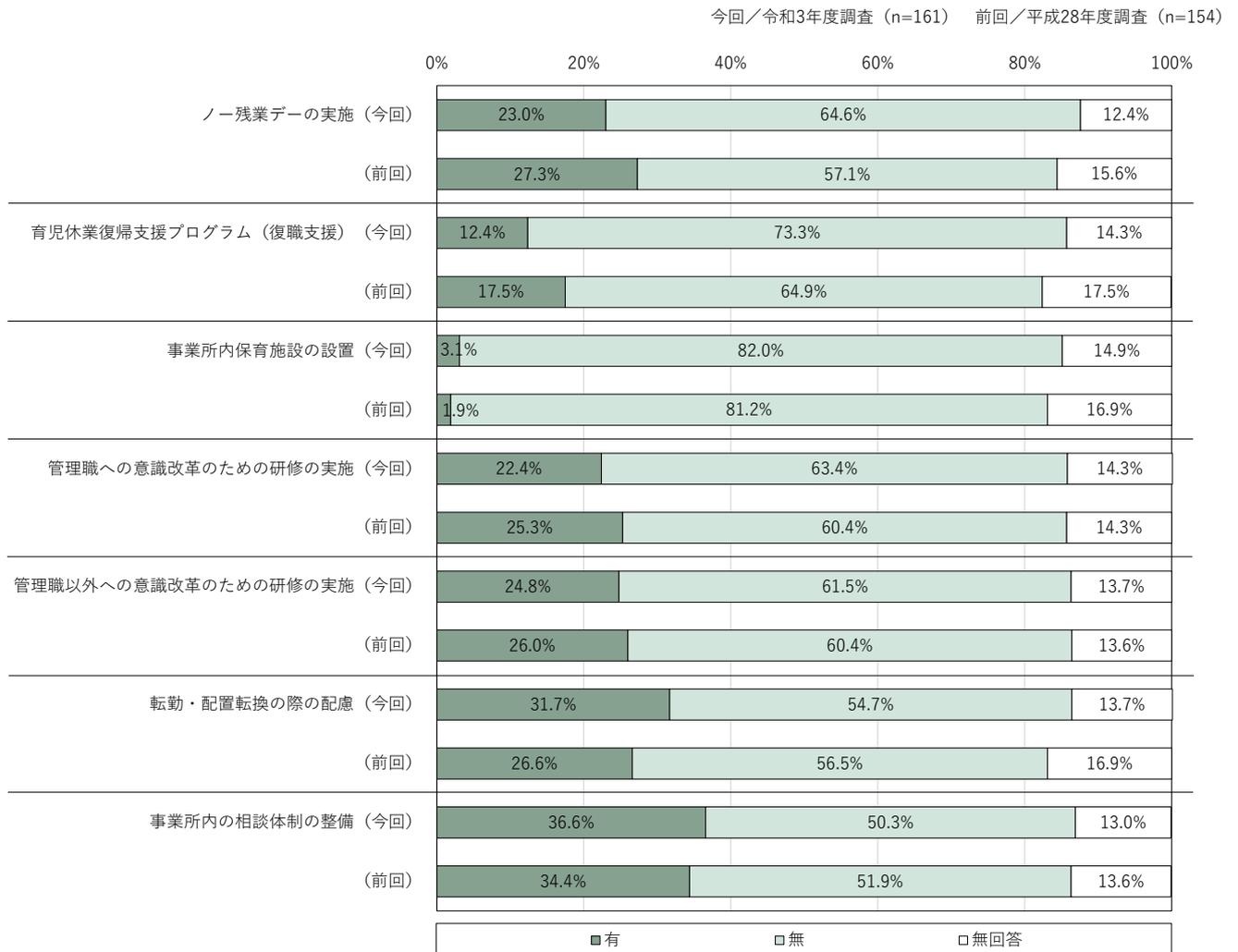
前回調査と比較すると、「有」という回答が「再雇用制度」と「育児・介護サービス利用料金の補助制度」を除いた全ての項目で増えています。





【各種取組の有無】

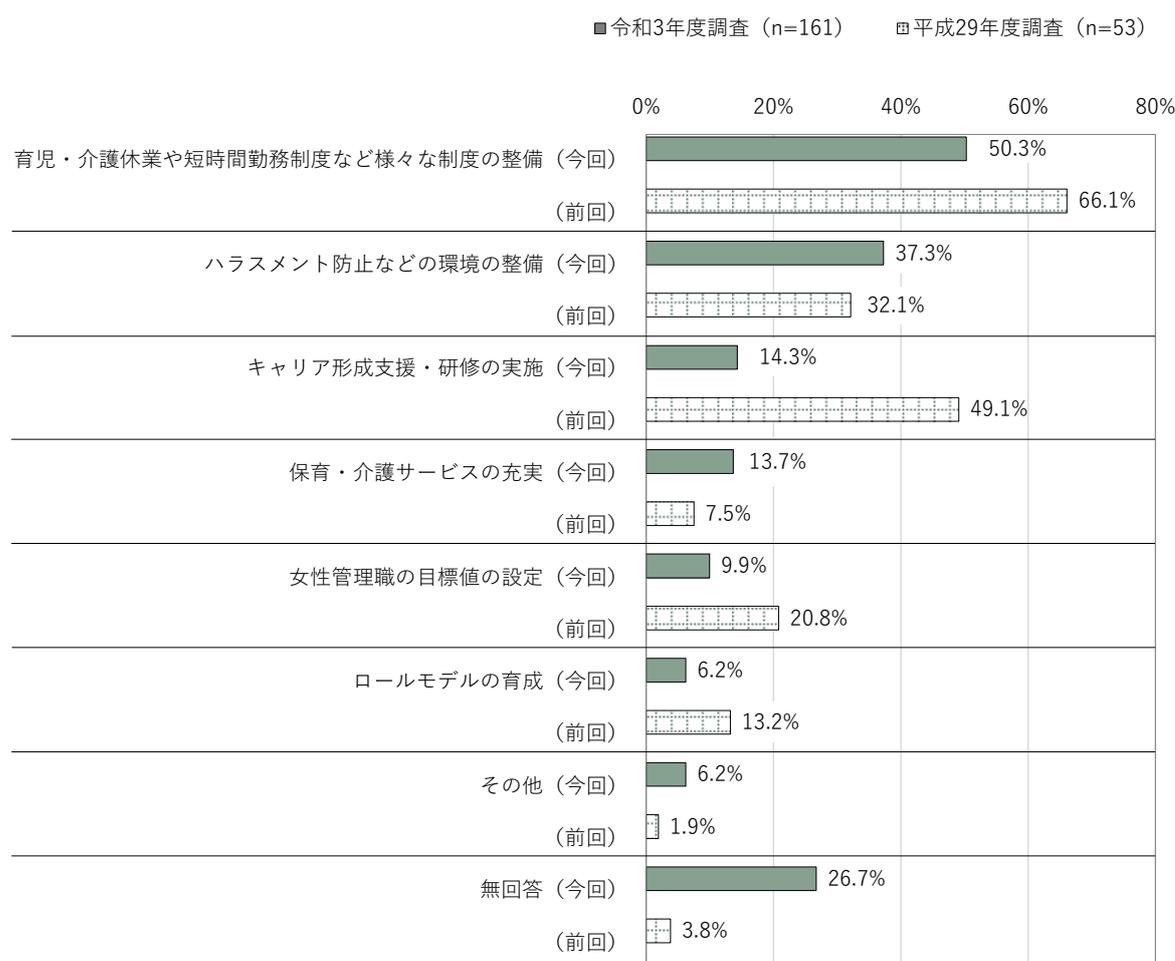
ワーク・ライフ・バランスに関する各種取組の実施状況は、「事業所内の相談体制の整備」が36.6%と最も多く、次いで「転勤・配置転換の際の配慮」が31.7%、「管理職以外への意識改革のための研修の実施」が24.8%となっています。



(3) 女性活躍の推進について

女性活躍を推進するために実施している取組では、「育児・介護休業や短時間勤務制度など様々な制度の整備」が50.3%と最も多く、次いで「ハラスメント防止などの環境の整備」が37.3%となっています。

「育児・介護休業や短時間勤務制度など様々な制度の整備」「キャリア形成支援・研修の実施」「女性管理職の目標値の設定」「ロールモデル^{※1}の育成」が前回調査よりも減少しており、女性活躍の推進と職場における男女格差の解消に向けて、ポジティブ・アクション^{※2}に取り組むことを促すための啓発活動が必要です。



※1 ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする「お手本」となる人物のことです。

※2 ポジティブ・アクション

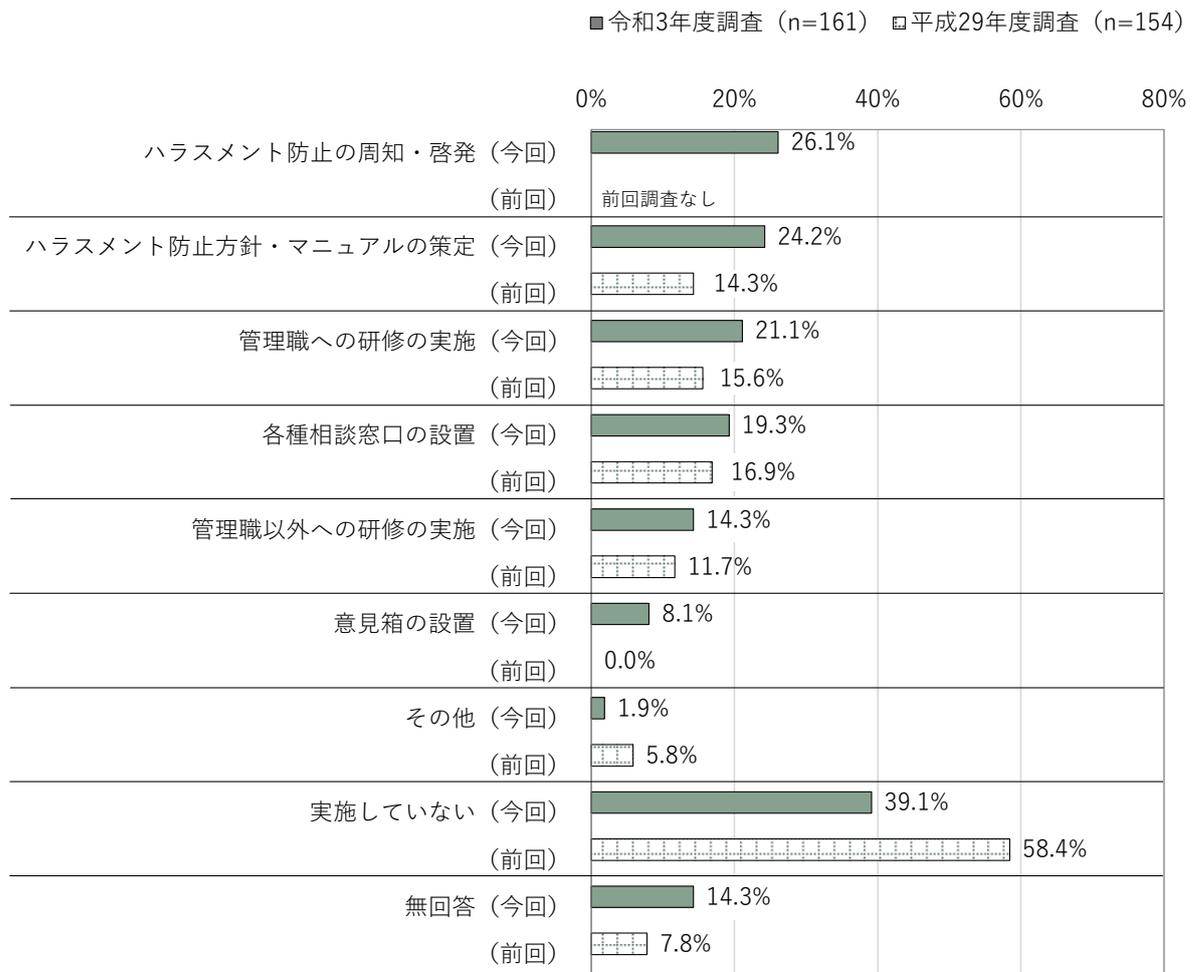
社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。



(4) ハラスメント対策について

ハラスメント対策として実施している取組では、「ハラスメント防止の周知・啓発」が26.1%と最も多く、次いで「ハラスメント防止方針・マニュアルの策定」が24.2%、「管理職への研修の実施」が21.1%となっています。

「実施していない」と回答した割合は、前回調査から19.3ポイント減少しています。



4. 前期計画の推進状況と課題

第5次飯能市男女共同参画プランでは、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、12の「市民意識調査からの目標指標」と、16の「行政の目標指標」を設定しました。

■市民意識調査からの目標指標

平成28(2016)年度に実施した「第5次飯能市男女共同参画プラン策定に係る市民意識調査」の結果の数値を基準値として、令和4(2022)年度までに達成すべき目標値。

■行政の目標指標

平成29(2017)年度の数値を基準値として、令和4(2022)年度までに達成すべき目標値。

【評価判定基準】

- ：目標値を達成している
- △：目標値を達成していないが、基準値より数値が改善している
- ×：基準値より数値がさがっているもしくは変化がない



基本目標 1 一人ひとりの人権を尊重し、お互いを認め合う意識づくり

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが男女共同参画への意識を持ち、行動することが互いの人権を尊重し、認め合う社会の実現につながります。そのためには、男女共同参画セミナーや講座の開催、また市広報やホームページなど様々なツールでの啓発と情報提供を行ってきました。

令和3（2021）年度に実施した市民意識調査の結果では、『「男は仕事、女は家庭」について「そうは思わない」と回答した人の割合』は、目標値 50.0%に対して達成状況 49.7%となっており、平成 28（2016）年度の調査と比べて 15.1 ポイント増加し、固定的な性別役割分担意識の解消に対する意識改善がみられましたが、目標値達成には至りませんでした。

しかし、『社会全体で「男女が平等になっている」と回答した人の割合』は達成状況 14.6%と、平成 28（2016）年度の調査と比べると 0.8 ポイント減少しており、今後も意識づくりの基本となる啓発が課題であり、様々なメディアを使い、効果的な情報発信に努める必要があります。

（市民意識調査からの目標指標）

項目	基準値 (平成 28 年度)	目標値 (令和 4 年度)	達成状況 (令和 3 年度)	評価
飯能市男女共同参画推進条例について、「内容を知っている」と回答した人の割合	2.4%	30.0%	5.4%	△
「男は仕事、女は家庭」について、「そうは思わない」と回答した人の割合	34.6%	50.0%	49.7%	△
社会全体で「男女が平等になっている」と回答した人の割合	15.4%	30.0%	14.6%	×

（行政の目標指標）

項目	基準値 (平成 29 年度)	目標値 (令和 4 年度)	達成状況 (令和 3 年度)	担当課	評価
男女共同参画に関する講座等の開催回数	5 回	5 回	6 回	地域活動支援課	○
男女共同参画に関する講座の参加者数 (延べ人数)	279 人	300 人	461 人	地域活動支援課	○
男女共同参画情報誌「アンサンブル」の発行回数	2 回	3 回	2 回	地域活動支援課	×
男女共同参画推進庁内情報紙「アイリス」の発行回数	2 回	3 回	2 回	地域活動支援課	×
市立小中学校における男女平等教育に関する人権教育研修会の開催	各校 1 回	各校 1 回	各校 1 回	学校教育課	○

基本目標2 地域・社会における男女共同参画の環境づくり

令和3（2021）年度に実施した市民意識調査の結果では、『方針・政策決定の場に女性の参画を促進するために、「市の審議会等への女性の積極的登用」や「自治会の長や役員への女性の積極的登用」が「とても重要である」と回答した人の割合』が目標達成値には至らないものの、平成28（2016）年度の基準値よりも割合が微増しており、女性が方針・政策決定の場に参画することに対する意識改善がみられます。

しかし、本市の職員の管理職に占める女性の割合や女性自治会長の人数は、平成29（2017）年度の基準値よりも減少しています。活力ある地域社会を継続するためには、政策方針決定の場への女性の参画や働く場、地域社会等、あらゆる分野において男性だけでなく女性が活躍できるような人材育成や働きやすい環境整備、能力に応じた管理職への登用などに関する啓発や事業の推進が必要です。

（市民意識調査からの目標指標）

項目	基準値 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況 (令和3年度)	評価
方針・政策決定の場に女性の参画を促進するために、「市の審議会等への女性の積極的登用」が「とても重要である」と回答した人の割合	42.4%	50.0%	43.0%	△
方針・政策決定の場に女性の参画を促進するために、「自治会の長や役員への女性の積極的登用」が「とても重要である」と回答した人の割合	29.6%	40.0%	34.1%	△

（行政の目標指標）

項目	基準値 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況 (令和3年度)	担当課	評価
各種審議会等における女性委員の割合	25.6%	30.0%	23.3%	地域活動支援課	×
女性委員が含まれる審議会等の割合	68.5%	80.0%	69.2%	地域活動支援課	△
市職員の管理職に占める女性の割合	14.3%	20.0%	13.2%	職員課	×
女性自治会長の人数	3人	5人	2人	地域活動支援課	×
女性PTA会長の人数	0人	2人	3人	生涯学習課	○
特定健診の受診率	48.3% (平成28年度)	60.0% (令和5年度)	34.7% (令和2年度)	保険年金課	×



基本目標3 働く場における男女共同参画の環境づくり

【飯能市女性活躍推進計画】

誰もが仕事と子育ての両立を図れるよう、認可保育所の待機児童の解消を図り、令和3（2021）年度は待機児童数0人となっています。近年は、働いている又は働きたいと希望する女性が年々増加する中で、保育需要や入所児童数も増加しています。誰もが働きやすい社会の環境をつくるために必要な施策の一つとして、引き続き推進が求められます。

また、令和3（2021）年度に実施した市民意識調査の結果では、『子育てや子どものしつけを共同して分担している』と回答した人の割合』は、目標値を上回る結果となりました。

仕事と家庭を両立することができ、個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を選択できる職場の環境づくりの促進と、ワーク・ライフ・バランスについて、今後も継続して啓発活動を行うことが必要です。

(市民意識調査からの目標指標)

項目	基準値 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況 (令和3年度)	評価
子育てや子どものしつけを「共同して分担している」と回答した人の割合	38.0%	50.0%	52.2%	○
男性の場合、「育児や介護を理由とした休暇や早退などが取りにくい」と回答した人の割合（男性の回答）	40.1%	20.0%	—	—
女性活躍推進法について、「内容を知っている」と回答した人の割合	7.3%	20.0%	9.8%	△

(行政の目標指標)

項目	基準値 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況 (令和3年度)	担当課	評価
認可保育所の待機児童数	3人	0人 (令和元年度)	0人	保育課	○
埼玉県「多様な働き方実践企業」認定事業所数	33事業所 (平成30年2月1日現在)	40事業所	38事業所	産業振興課 地域活動支援課	△

基本目標4 あらゆる暴力のない社会づくり【飯能市 DV 防止基本計画】

令和3（2021）年度に実施した市民意識調査の結果では、『飯能市女性相談について、「内容を知っている」と回答した人の割合』が9.5%であり、どこに相談するのが適切な
のか、相談することでどのような支援を受けられるのかなど、市民に対して周知徹底が必要
です。

また、『デートDVについて、「内容を知っている」と回答した人の割合』は、平成28
（2016）年度の調査の27.9%から1.2ポイント減少、『「大声で怒鳴る、暴言を吐く」を
「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した人の割合』は、平成28（2016）年度
の調査の67.1%から4.3ポイント減少していることから、更なるDVに対する認識向上
のための啓発を進める必要があります。

（市民意識調査からの目標指標）

項目	基準値 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況 (令和3年度)	評価
飯能市女性相談について、「内容を知っている」と回答した人の割合	8.0%	30.0%	9.5%	△
「デートDV」について、「内容を知っている」と回答した人の割合	27.9%	50.0%	26.7%	×
「大声で怒鳴る、暴言を吐く」を「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した人の割合	67.1%	100%	62.8%	×
配偶者や交際相手等から「人格を否定するような暴言により精神的な苦痛を受けた」ことが「何度もあった」と回答した人の割合	8.1%	根絶 0.0%	6.5%	△

（行政の目標指標）

項目	基準値 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況 (令和3年度)	担当課	評価
DV及びデートDV防止に関する講座の開催回数	1回	3回	2回	地域活動支援課	△
DV関係機関連絡調整会議の開催回数	1回	2回	2回	地域活動支援課	○
担当職員、相談員の専門研修の受講回数 (延べ回数)	4回	5回	6回	地域活動支援課	○



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 施策の体系



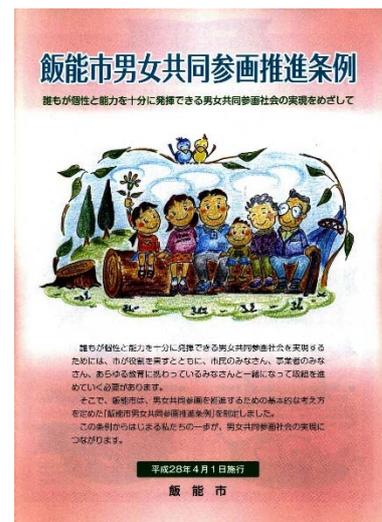
1. 基本理念

**誰もが 多様性と 互いの人権を尊重し
個性と能力を十分に発揮できるまち はんのう**

飯能市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、誰もが互いに尊重し合い、互いの違いを認め合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、本計画の基本理念を定めました。

 **飯能市男女共同参画推進条例 7つの基本理念**

- ・ 男女の人権の尊重
- ・ 社会における制度又は慣行についての配慮
- ・ あらゆる分野における政策や方針の立案及び決定への共同参画
- ・ 家庭生活における活動とその他の活動の両立
- ・ 個人の尊厳を害する暴力の根絶
- ・ 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- ・ 国際動向の考慮と協調





2. 基本目標

基本目標1 一人ひとりの人権を尊重し、お互いを認め合う意識づくり

誰もが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが意識を見直し、性別にとらわれずお互いの人権を尊重することが重要です。

男女共同参画社会の実現に向けて、「男だから、女だから」と性別によって役割を固定し、行動や選択を制限する意識や、性差に対する偏見の解消、人権尊重を基盤とした男女平等意識の形成などが大きな課題となっています。

また、男女共同参画に関する意識は、子どもの頃からの積み重ねによるものが大きいことから、教育の場で人権意識や男女平等意識を育む取組を実施するとともに、次世代を担う子どもへの教育に携わる者に対しても意識啓発を実施し、様々な機会や場所での教育、学習、広報、啓発を通じて、一人ひとりの気づきと学びを継続的に支援する施策を推進します。

■ 施策の方向性

1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発
2. 多様性への理解促進、啓発
3. 一人ひとりを大切にする教育・学習の推進

基本目標2 地域・社会における男女共同参画の環境づくり

地域・社会において、誰もがいきいきと暮らすことができる環境の整備は、本市の男女共同参画社会の実現に向けた大きな柱です。少子高齢化が急速に進み、単身世帯が増加している本市において、地域活動や社会活動に誰もが参画しやすい環境をつくり、お互いに支え合うまちづくりを進めることが重要です。地域における多様な政策・方針決定過程へ女性の参画を進めるとともに、地域活動に男女共同参画の視点が反映されるよう積極的な働きかけを行います。また、男女共同参画の国際動向にも注目し、情報収集・提供に努めます。

■ 施策の方向性

1. 誰にとっても対等な社会参加を促進するための環境づくり
2. 本市審議会等への女性委員の登用推進
3. 男女共同参画に関する国際動向の理解と協調

基本目標3 あらゆる暴力のない社会づくり 【飯能市 DV 防止基本計画】

配偶者等に対する暴力は、年齢、国籍の違い、障害の有無などを問わず、重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき大きな課題です。

携帯情報端末やソーシャルメディアの普及により、若年層間においてもデートDVと呼ばれる支配関係の構築が起こりやすい現状や、新型コロナウイルス感染症拡大にともない、雇用形態の変化による経済的不安、在宅ワークによる夫婦関係の変化等により、家庭内でのDVの増加及び深刻化が懸念されています。

このようなことから、引き続き、暴力防止のための意識啓発や相談窓口の周知及び迅速かつ適切なDV被害者支援を実施します。

基本目標3は、DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。

■ 施策の方向性

1. あらゆる暴力の根絶に向けた意識づくり
2. 相談しやすい場づくりやDV相談対応の実施
3. どこに相談があっても必要な支援に確実につながる体制の維持

基本目標4 働く場における男女共同参画の環境づくり 【飯能市女性活躍推進計画】

性別にかかわらず、能力を発揮することができる社会づくりが極めて重要です。性別を理由とする差別や不合理な格差を解消するとともに、就労環境の改善に向けた取組や多様な働き方を選択できる社会の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスの実現への理解を促進するための啓発を推進します。

また、近年は非正規労働者の割合が上昇する中、結婚や妊娠・出産、介護などにより離職を余儀なくされた女性の再就職は厳しさを増しています。一度、仕事を辞めた女性であっても、再び職場で活躍できるように、就業支援、再就職に向けた相談体制の整備や、学び直しのための講座開催の情報提供などに努めます。

また、多様な働き方が選択できる社会の実現に向けた啓発や、企業に向けた情報提供・相談などの支援に取り組みます。

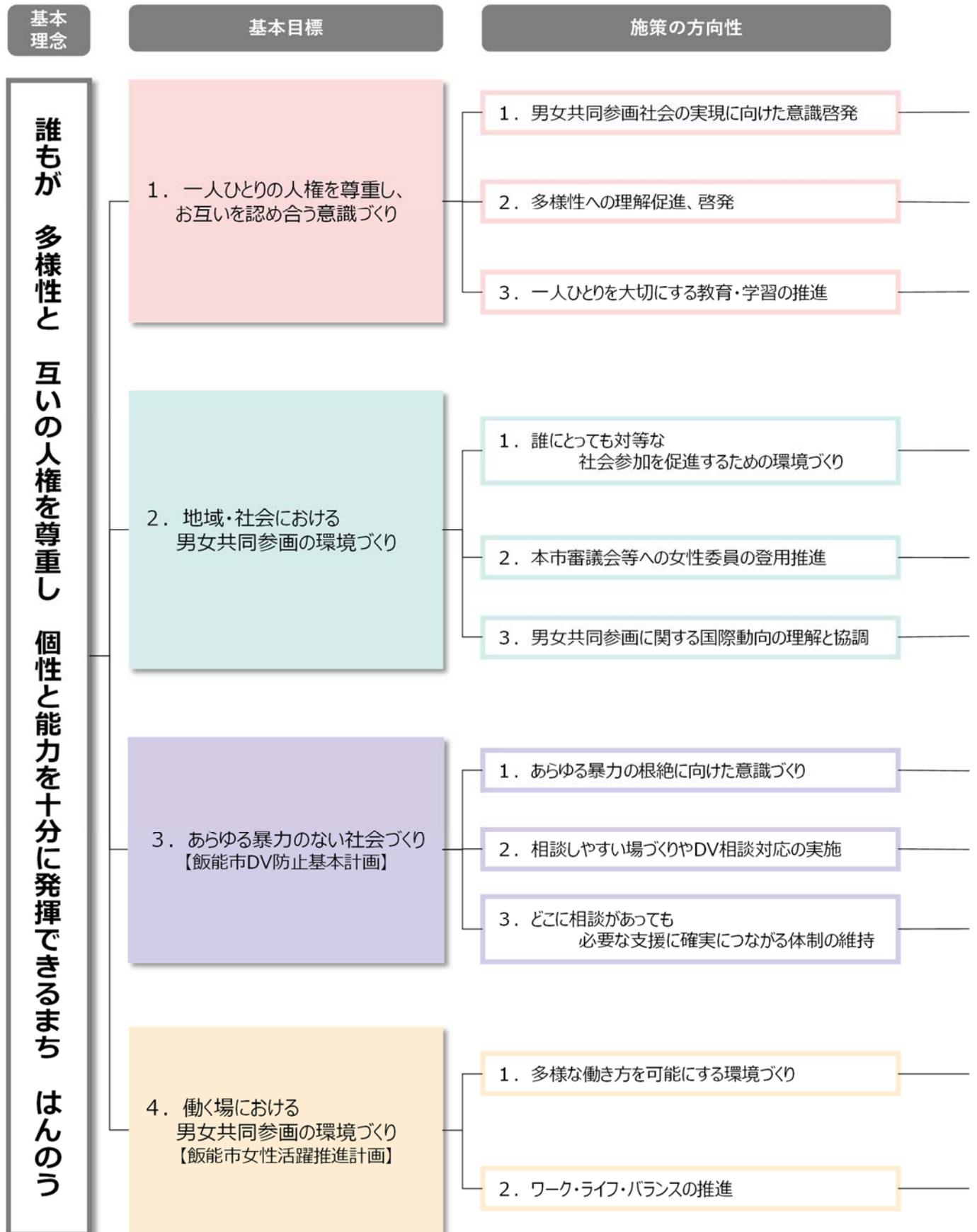
基本目標4は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。

■ 施策の方向性

1. 多様な働き方を可能にする環境づくり
2. ワーク・ライフ・バランスの推進



3. 施策の体系



今後の取組

SDGsとの関係

- ①ジェンダー平等の情報発信の強化
- ②性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた啓発

- ①多様な性を尊重する環境の整備
- ②メディア等における人権に配慮した表現の促進

- ①地域・家族における教育・学習の推進
- ②学校教育における教育・学習の推進
- ③次世代を担う子どもの教育に携わる者に対する意識啓発

- ①あらゆる活動における男女共同参画の推進
- ②男女共同参画の視点からの防災・災害時対策の推進
- ③あらゆる相談窓口の充実と情報提供
- ④生涯を通じた健康支援の充実
- ⑤高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らすための支援

- ①地域・社会における政策・方針決定過程への女性の登用の促進
- ②女性リーダーの育成と情報収集・提供

- ①男女共同参画に関する国際社会の情報収集及び情報提供
- ②国際理解のための教育及び国際交流の推進

- ①男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発
- ②若年層に対するデートDV防止のための意識啓発

- ①DV被害者からの相談・保護体制の充実
- ②DV被害者の自立支援体制の充実

- ①関係機関・民間団体との連携

- ①働く場における男女共同参画の推進
- ②多様な働き方を推進するためのセミナーの開催等
- ③女性の起業・就業支援

- ①ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発
- ②子育て支援事業の充実
- ③介護者への支援の充実





第4章 施策の内容

1. 基本目標 1
2. 基本目標 2
3. 基本目標 3
4. 基本目標 4
5. 数値目標の設定





基本目標 1 一人ひとりの人権を尊重し、お互いを認め合う意識づくり

施策の方向 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発

現状

平成 27（2016）年に国連の持続可能な開発目標（SDGs）のひとつに「5. ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられ、性別に関わらず、若者から高齢者まで全ての人が能力と個性を十分に発揮し、元気で安心して暮らし続けることが重要とされています。

しかし、社会の制度や慣行には、いまだに性別による区別が明示されていなくても、実質的に男性が優遇されていたり、女性の参画が阻まれていたりするものがあります。

市民意識調査では、男女平等意識については、ほとんどの項目で「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」という割合が多くなっています。

「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識は、女性の経済的自立や社会への参画を妨げてきました。男女共同参画社会は、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きられる暮らしやすい社会であると言われています。そのため、市民の男女共同参画意識を浸透させていくことが求められています。

課題

市民の男女共同参画意識を浸透させていくためにも、世代により男女共同参画に関する意識が大きく異なる傾向を考慮し、それぞれの世代に合う方法で啓発を実施していくことが必要です。

また、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、自分の過去の経験や知識などから知らず知らずのうちに思い込んでしまうことであり、日常のあらゆる場面で起こりえることです。家庭や職場などの生活の中で、「女性（男性）はこうするべき、こうであるべき」といった無意識の思い込みや偏見を解消するためにも、アンコンシャス・バイアスという言葉の認知と「気づき」を見つけられる、啓発活動が必要不可欠です。

①ジェンダー平等の情報発信の強化 <施策>

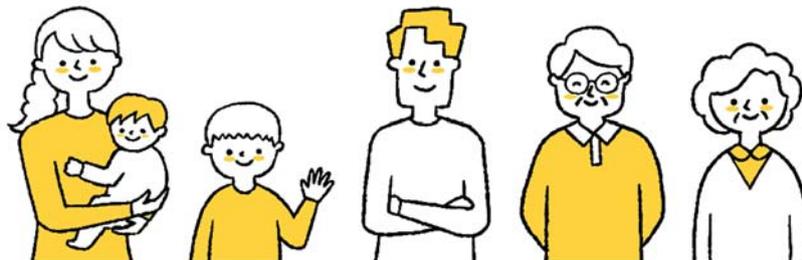
性別による固定的な性別役割分担意識を解消し、一人ひとりの人権を尊重して、男女がともにお互いを認め合う意識啓発事業を実施します。

番号	事業	取組の内容	担当課等
1	男女共同参画に関する意識啓発事業の実施	男女共同参画に関する講座・セミナーを開催し、学習等の機会を提供することで、市民の意識啓発を図ります。	市民協働推進課
2	男女共同参画に関する各種メディアを活用した情報発信	効果的な情報媒体を活用し、市民に向けて情報発信を行います。	市民協働推進課 広報情報課
3	飯能市男女共同参画推進条例の周知	講座・セミナーの開催時及び、啓発紙を活用した周知を行います。	市民協働推進課
4	市職員の意識改革の推進	効果的な情報媒体を活用し、職員に向けた意識啓発を図ります。	市民協働推進課
		コンプライアンスに関する研修や、管理職員を対象としたハラスメントに関する意識啓発を行います。庁内システムを活用し、男女共同参画の取組を周知・推進します。	職員課

②性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた啓発 <施策>

男女を問わず、心の中に潜むアンコンシャス・バイアスへの「気づき」を見つけ、意識の持ち方を変える啓発活動を実施します。

番号	事業	取組の内容	担当課等
5	アンコンシャス・バイアスに関する啓発と情報提供	家庭・職場・地域などに潜む無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への認知と理解を深めるため、効果的な情報媒体により啓発を行い、意識の差の解消を図ります。	市民協働推進課



施策の方向2 多様性への理解促進、啓発 **現状**

性的マイノリティ^{※1}（LGBTQ等）に関する認知度は少しずつ高まりを見せていますが、性的マイノリティ（LGBTQ等）の方の中には、ありのままの自分で生きられず、困難に直面している方もいるのが現状です。

また、普段の生活の中で、何気なく見かけるテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネットなどのメディアには、固定的な性別役割分担意識を助長するものや、性的マイノリティの方への人権の配慮を欠く表現、女性や子どもを暴力行為の対象としてとらえた表現が含まれていることがあり、男女共同参画社会の実現を大きく阻害する場合があります。

 **課題**

仕事や学校、医療など、性的マイノリティ（LGBTQ等）当事者が直面する困難は様々であり、更なる理解促進に努めていくことが必要です。

人権が尊重される社会を実現するためには、組織的に人権教育を推進するとともに、社会全体に向けて継続的に周知活動を行うことが重要です。

また、多くの情報があふれている社会において、情報を見極める判断能力（メディア・リテラシー^{※2}）を養うとともに、適切に情報発信する力を身につけることができるよう、メディア・リテラシー向上に向けた施策の推進が必要です。

※1 性的マイノリティ

性自認（自己の性別についての認識）が戸籍上の性と異なる方、性的指向（恋愛感情や性的関心の対象となる性別についての指向）が異性のみだけではない方など。性的少数者。

※2 メディア・リテラシー

インターネットやテレビ、新聞などのあらゆる形態のメディアから得た情報を主体的に読み解き、正しく理解し見極める能力のことです。

**①多様な性を尊重する環境の整備 <施策>**

性的マイノリティ（LGBTQ等）の人権尊重と多様な性への理解を広め、偏見や差別の解消を図り、性別にかかわらず全ての人がある人らしく生きられる男女共同参画社会の実現を目指します。

番号	事業	取組の内容	担当課等
6	性的マイノリティに関する理解の促進のための啓発事業の実施	飯能市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の周知・啓発を行います。国・県の相談窓口と連携することで相談体制の充実を図ります。	市民協働推進課
	性的マイノリティを含む、あらゆる人権課題の理解促進のための啓発事業の実施	講演会等を開催するほか、啓発チラシの配布を実施します。	企画課
	あらゆる人権課題の理解促進のための職員研修の実施	人権に関する職員に向けた研修を実施します。	職員課

②メディア等における人権に配慮した表現の促進 <施策>

市の出版物は市民との生活と綿密な関係があり大きな影響を持つことから、多様性や人権に配慮した表現の使用を促進します。また、メディア・リテラシーの向上を図るため、講座や学習機会を提供します。

番号	事業	取組の内容	担当課等
7	男女共同参画の視点に立った表現の推進	男女共同参画の視点に立ったメディア表現について、啓発・情報提供を行います。また、情報発信の際には、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共同参画に配慮した表現を行います。	市民協働推進課
8	メディア・リテラシーの向上	メディアを正しく読み解く能力（メディア・リテラシー）を向上するための講座や学習機会の提供を行います。	学校教育課

施策の方向3

一人ひとりを大切にする教育・学習の推進

 **現状**

男女共同参画社会づくりの活動においては、固定観念に基づいて語られる「男性は…」、「女性は…」で始まる「あるべき」論の見直しを図ることが重要です。

男女共同参画社会の実現が、より身近な問題として認識されるためにも、次の時代を担う子どもたちへの働きかけが重要であり、柔軟な感性をもつ子どもの頃からの教育・学習は効果的な取組であるといえます。

市民意識調査では、男女共同参画社会を目指すために力をいれることについて、「子どもの時から、家庭や学校で男女平等について教えること」という回答が44.4%と2番目に多く上げられ、子どもの頃からの男女平等教育が求められています。

 **課題**

次世代を担う子どもたちの教育の場は、男女共同参画意識を育む重要な場でもあります。児童生徒が男女共同参画への理解を深めていくうえで、指導者に対する男女共同参画の視点に立った教育等を継続して推進するとともに、一人ひとりの個性や能力に応じ将来の進路選択ができるよう、子どもの頃から男女共同参画や男女平等、人権の尊重、性差に関する偏見の解消が必要です。

また、地域社会における様々な社会教育の取組の中で、男女共同参画の視点に立った男女平等教育の理解や意識を育むことも重要であるため、学校や地域の連携を図り、多様な教育活動の中で、発達の段階に応じた男女共同参画・男女平等の意識の浸透を図る必要があります。



①地域・家庭における教育・学習の推進 <施策>

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画の意義を正しく理解し、実施していくことが重要です。そのために、地域や家庭における、男女共同参画・人権に関する生涯学習の機会を提供します。

番号	事業	取組の内容	担当課等
9	男女共同参画・人権に関するセミナーや講座の開催	人権に関する講座、ワークショップ、人権啓発DVDの視聴等を行い、男女共同参画の重要性の周知・啓発を行います。	生涯学習課

②学校教育における教育・学習の推進 <施策>

学校では、男女平等や人権尊重の理念を身につけ、実際に行動できるようになるための教育を実施します。また、多様な性を尊重し、一人ひとりの児童・生徒の状況を理解し、差別を生み出さない学習環境を整備します。

番号	事業	取組の内容	担当課等
10	男女平等・人権に関する教育の充実	児童・生徒の発達段階に応じた人権教育を行い、男女の相互理解と協力の重要性などに視点を置いた教育を推進します。	学校教育課
11	多様な性に関する理解の促進	埼玉県が実施する研修参加への促進と関係する資料を各学校に周知し、多様な性の尊重に関わる教育を促進します。	学校教育課
12	発達段階に応じた体の発育・発達の学習	思春期における心と身体の発達への理解促進と、正しい性教育の充実や知識・情報の学習提供を促進します。	学校教育課

③次世代を担う子どもの教育に携わる者に対する意識啓発 <施策>

教育者自身が、男女共同参画に関する高い意識を持って教育に携わることが重要であるため、子どもの教育に携わる者に対する意識啓発を実施します。

番号	事業	取組の内容	担当課等
13	教職員に対する研修の受講促進	埼玉県が実施する男女平等教育講演会の受講を促進します。	学校教育課
14	保育士・幼稚園教諭・放課後児童クラブ支援員に対する意識啓発や情報提供	研修会への積極的な参加を促すとともに、啓発資料等による情報提供を行います。	市民協働推進課 保育課



基本目標2 地域・社会における男女共同参画の環境づくり

施策の方向1

誰にとっても対等な社会参加を促進するための環境づくり

現状

男女があらゆる分野で輝ける社会を実現するには、男女が家庭や地域における責任を果たしながら、ともにその個性と能力を発揮し、支え合いの意義を確立することが必要となっています。少子・高齢化や近所付き合いの希薄化が進む中、防災、健康、福祉など地域の課題は複雑化しており、住民が協力して問題解決に取り組む地域づくりが求められています。

市民意識調査では、自治会やボランティアなどの地域活動に参加しているかについて、「ほとんど参加しない」「参加したことがない」「以前は参加していたが、今はしていない」と回答した人をあわせた割合が67.4%となっています。

課題

複雑化する地域の課題に取り組むためには、多様な人材の確保が必要であり、一人ひとりが持つ知識や経験を発揮することが重要です。

防災分野においては、平成23(2011)年3月の東日本大震災以降、防災への関心が一段と高まり、地域における共助の大切さが改めて認識されはじめました。平時より地域における個々の役割分担を明確にし、災害時に落ち着いて行動ができるよう備える必要があります。災害復旧や避難所運営の場面では、女性の視点や行動力が欠かせなくなっており、男女のニーズの違いに考慮した防災対策を図る必要があります。

健康支援においては、女性は、妊娠や出産など各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。出産などについて、女性自らが選択し自己決定できるように、男女ともに性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※1})について理解した上で、男女がともに尊重しあい、この権利について認識を深めることが必要となります。

誰もが、心身ともに健康で安心して暮らすことができるよう、一人ひとりの健康を生涯にわたり包括的に支援するとともに、自らの健康について正しい知識と情報を入手し、行動できるような施策を進める必要があります。

^{※1} リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」は、人間の性や妊娠・出産などの生殖に関わるすべてにおいて、単に病気がないだけではなく、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であることを指し、人々が安全で満ち足りた性生活を営み、出産するか、出産しないか、いつ何人の子どもを持つかを自分自身で決定することができる権利です。

生活面など多岐にわたって困難を抱えている家庭に対して、生活の安定と向上、子どもの健やかな成長を支援し、安心して暮らせる社会づくりが必要です。

①あらゆる活動における男女共同参画の推進 <施策>

様々な地域活動に関する情報提供を行い、活動への参画を促し、活動団体との連携のもと男女共同参画の環境づくりを進めます。

番号	事業	取組の内容	担当課等
15	飯能市健康のまちづくり計画の推進	市民、関係団体、企業、行政等が協働し、全ての市民が、住み慣れた地域で互いに尊重し合い、誰もが健康づくりに取り組める地域づくりを進めます。	健康づくり支援課
16	はんのうふくしの森プランの推進	地域で行われている様々な福祉活動に関する情報が多くの人に伝わり、活動への参加につながるよう、効果的な媒体による情報発信を行います。	地域・生活福祉課
17	市民団体と協働して、男女共同参画における啓発活動の実施	地域で活動する市民団体と協働して、周知・啓発活動を実施します。	市民協働推進課
		子育てに関する情報をまとめた「飯能市子育てガイドブック」の発行及び効果的な情報媒体を利用した周知・啓発活動を実施します。	子育て支援課
18	自治会やPTAなどにおける男女共同参画の促進支援	自治会等の男女共同参画に関するアンケート調査を実施し、地域活動における男女共同参画について考えていく機会を作ります。	市民協働推進課
		様々な問題解決に向け、情報共有のための懇談会や男女共同参画における学習機会の提供等を行うことで、PTA単位の運営と活動の充実を図ります。	生涯学習課

②男女共同参画の視点からの防災・災害時対策の推進 <施策>

平常時から男女共同参画を推進することが、防災・復興を円滑に進める基盤となるため、日ごろから地域の防災対策の活動における女性の参画を促進し、男女共同参画の視点に立った防災対策・災害時支援体制づくりを進めます。

番号	事業	取組の内容	担当課等
19	地域の防災活動における男女共同参画の促進	災害時における男女共同参画の必要性について多様な媒体を活用し周知・啓発を行います。	市民協働推進課
		地域で行われている防災訓練や、研修等を実施し、地域の防災組織における女性の参画の必要性について、周知・啓発を行います。また、活動への参加につながるよう、多様な媒体による情報発信を行います。	防災危機管理室
20	女性に配慮した災害時支援体制づくりの推進	「飯能市地域防災計画」に基づく災害時支援体制に女性職員を配置するなど、男女それぞれのニーズを踏まえた支援を提供できる体制づくりを推進します。	防災危機管理室
21	男女共同参画の視点に立った地域防災計画やマニュアルの充実	避難所開設職員や自主防災組織を対象に、避難所運営マニュアルに基づき、女性の視点から避難所運営に関する研修会を実施します。	防災危機管理室

③あらゆる相談窓口の充実と情報提供 <施策>

複雑化、多様化するニーズに応えるため、各相談窓口の専門性の向上や相互の連携強化を図り、相談窓口の周知・啓発に努めます。

番号	事業	取組の内容	担当課等
22	相談窓口の充実と情報提供	障害者相談支援事業、障害者就労支援センター事業、障害者虐待防止センター事業、地域活動支援拠点事業の実施により相談窓口の充実を図ります。	障害福祉課
		タブレットなど ICT (情報通信技術) を活用した相談支援等の各種行政サービスの提供や分かりやすい表現による情報発信を充実させます。また、乳児健診等に家庭児童相談員が出向くことによる連携強化を図ります。	子育て支援課
		総合相談窓口の取組において、各部署の連携を含めた相談・窓口対応に関する体制の整備や職員個々の接遇技術、相談技術及び他法他施策の知識習得を進めます。	地域・生活福祉課
		専門機関との連携を密にし、市民相談事業、消費生活対策事業の充実を図ります。また、犯罪被害者等支援の相談窓口の周知と情報提供を行います。	生活安全課
		女性相談窓口の取り組みにおいて、様々な生活課題に直面している女性に対し、的確に対応し、必要な支援や行政サービスにつなげていくために関係機関と連携を図ります。	市民協働推進課

④生涯を通じた健康支援の充実 <施策>

生涯を通じて誰もが健康を保持できるように、ライフステージに応じた健康支援や情報提供を行います。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）への理解の促進に努めます。

番号	事業	取組の内容	担当課等
23	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及	様々な情報媒体を活用し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方を啓発します。	市民協働推進課
		市内の中学校において「性と命を考える授業」の一環として、体験授業を行い「命の大切さ」を学び、性教育の充実に努めます。	学校教育課 健康づくり支援課
24	ライフステージの変化に応じた健康支援の充実	安心して妊娠や出産に臨めるよう妊娠届出時に全ての妊婦と面接し、必要な支援や育児不安の解消などを図るための取組を行います。また、産婦に産後うつ病のスクリーニングテスト（アンケート）を行い、必要な支援を行います。	健康づくり支援課
25	各種検診や健康診査の充実	がん検診等が受診しやすいように、医療機関検診の周知や集団検診においては、同時検診・女性限定日などを設け実施します。	健康づくり支援課
		40歳～74歳の国民健康保険加入者の特定健康診査や後期高齢者医療制度加入者の健康診査を庁内における関係各課や医療機関、市内事業所等と連携し実施します。	保険年金課
26	メンタルヘルスに関する各種相談の実施	医療機関等にチラシを配布し、各種相談会の周知を図りながらメンタルヘルスに関する各種相談を実施します。	健康づくり支援課
27	はんのうふくしの森プランの推進	包括的な相談支援体制の強化や、住民相互の支え合いの仕組みづくりを行い、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。	地域・生活福祉課



⑤高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らすための支援 <施策>

日常生活における自立や社会参画を行ううえで、様々な支援を必要とする方や、経済的な困難を抱える女性等が安心して暮らせるように支援の充実を図り、誰もがいきいきと暮らすことができる環境づくりに努めます。

番号	事業	取組の内容	担当課等
28	飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画の推進	高齢者が安心して暮らすことができるよう、「飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画」の重点的取組事項である在宅医療・介護連携や認知症施策等を推進します。	介護福祉課
29	飯能市障害者計画、飯能市障害福祉計画、飯能市障害児福祉計画の推進	障害のある人の自立及び社会参加の支援等の施策を推進するとともに、障害福祉サービス等を提供するための、体制の確保を総合的かつ計画的に推進します。	障害福祉課
30	飯能市子ども・子育てワクワクプランの推進	子どもたちが遊びや体験を通して健やかに成長するとともに、その保護者が地域で安心して子育てができるよう、子ども・子育て支援施策を推進します。	子育て支援課
31	多文化共生事業の推進	外国語（英語・スペイン語）による相談窓口を継続し、困り事等の対応を行います。	市民協働推進課



施策の方向2 本市審議会等への女性委員の登用推進

現状

男女共同参画社会の実現には、男女を問わず市民が政策や方針決定の過程に参画することが不可欠です。男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は企業や団体における方針の立案及び決定に参画することが求められています。

市民意識調査では、行政の審議会などに、女性委員を積極的に登用することについて「とても重要である」「どちらかといえば重要である」と回答した人が約8割を占めており、女性登用の重要性が求められています。

平成30(2018)年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、女性活躍推進法でも女性の管理職の比率を上げることが課題とされるなど、政策及び方針決定の場への女性の参画が推進されています。

しかし、まだまだ進んでいないのが現状であり、日本は令和4(2022)年のジェンダー・ギャップ指数において146か国中116位となっています。

課題

職員や市議会議員、市の管理職や審議会等の委員においては、単に女性の比率を高めるだけではなく、女性のエンパワーメントを促進していくとともに、政策・方針決定過程の場へ女性が積極的に参画していくことが必要です。

今後も、女性の登用を促進するための啓発を図るとともに、女性を登用しやすい環境づくりや女性への啓発と育成を続け、その能力を十分に発揮することのできる環境づくりを進めることが必要です。

**①地域・社会における政策・方針決定過程への女性の登用の促進 <施策>**

「女性人材リスト」を整備し、各分野で活躍している女性リーダーの人材情報を把握し、必要に応じて情報提供を行います。また、この制度の周知や、各分野の政策・方針決定過程へ、女性の登用を積極的に働きかけるとともに、事例紹介などによる啓発を実施します。

番号	事業	取組の内容	担当課等
32	市の審議会等への女性の登用推進	一人ひとりの意見を取り入れることができる環境づくりに配慮し、女性の登用率の向上に努めるよう庁内に働きかけます。	市民協働推進課
		審議会委員に関する調査を実施する際に、女性委員の登用について働きかけを行います。	企画課
33	自治会やPTA等における方針決定過程への女性の登用推進	アンケート調査の実施や研修会等を実施し、自治会活動における女性の役割やあり方についての意識や啓発を図ります。	市民協働推進課
		様々な課題解決に向け、情報共有のための懇談会や女性役員への学習機会の提供等を行い、PTA会員の資質向上、PTA単位の運営と活動の充実を図ります。	生涯学習課
34	意思決定の場における女性の登用に関する啓発の実施	様々な場所で活動・活躍している女性について、その活動や活躍を広く周知し、啓発に努めます。	市民協働推進課
35	市職員の管理職への女性登用の促進	職員に向けて情報紙での周知・啓発を行い、女性管理職の登用率の向上に努めます。	市民協働推進課
		新規採用職員研修の際、男女共同参画に関する研修を実施します。また、どのようなライフステージにおいても活躍できる、管理職への自信に繋がるよう、モチベーションやキャリアデザインに関連する研修等を実施し、職員の士気の高揚を図ります。	職員課
36	女性人材リストの整備と拡充	女性人材リストについて情報媒体を用いて周知啓発に努めます。また、審議会等への女性参画の必要性を呼びかけます。	市民協働推進課

②女性リーダーの育成と情報収集・提供 <施策>

女性リーダーを育成するための講座の開催などの啓発活動を実施します。

番号	事業	取組の内容	担当課等
37	女性リーダーの育成のための啓発事業の実施	女性人材の育成のために、効果的な講座やセミナーを開催します。また、県が主催する女性リーダー育成のための講座やセミナーの情報提供を行います。	市民協働推進課

施策の方向3 男女共同参画に関する国際動向の理解と協調

現状

男女共同参画社会の形成を図るためには、国際動向の情報収集や国の取組状況の把握に努めるとともに、男女共同参画に関する国際的視野を養い、世界基準で考えていくことが重要です。

世界には多様な文化や習慣、女性を取り巻く問題も多種多様です。お互いの考えを認め合い、男女共同参画について理解を深めるため、情報発信や異文化理解の取組が求められています。

また、本市の外国人市民の人口は年々増加しており、1,000人以上の外国人市民が暮らしています。

課題

男女共同参画に関する様々な情報や、女性を巡る課題について市民一人ひとりが理解を深め、国籍、性別、民族を問わず人権を尊重することが大切です。

市全体で、国際交流・国際協力を促進するためにも、市民団体などと協力・連携しながら国際交流の推進を図ることが必要です。

また、外国人が安心して暮らせる共生社会づくりに向けて、日常生活の様々な場面でのニーズや行政支援等に対応できる相談体制や職場環境の整備など、総合的な対応が必要です。

①男女共同参画に関する国際社会の情報収集及び情報提供 <施策>

男女共同参画に関する国際的な動向について情報収集及び情報提供を行い、国際社会の一員として、男女共同参画を推進します。

番号	事業	取組の内容	担当課等
38	男女共同参画に関する国際社会の情報収集及び情報発信	国際社会の動向を踏まえて、男女共同参画における情報の提供及び発信を行います。	市民協働推進課
		男女共同参画推進を支える資料を収集・提供し、展示等も活用して広く市民へ提供します。	図書館

②国際理解のための教育及び国際交流の推進 <施策>

国際理解のための教育と市民団体主体による国際交流の推進に努めます。

番号	事業	取組の内容	担当課等
39	国際理解のための教育の推進	国際理解教育の一環として、A E Tと実践的な英会話を中心とした交流授業を行います。また、姉妹都市ブレア市へ中学校2年生を派遣し交流を図ります。	学校教育課
40	市民団体主体による国際交流の推進	飯能市国際交流協会に補助金を交付し、国際交流の推進を支援します。	市民協働推進課





基本目標3 あらゆる暴力のない社会づくり【飯能市 DV 防止基本計画】

施策の方向1 あらゆる暴力の根絶に向けた意識づくり

現状

一人ひとりの人権が尊重され、心身ともに健康であることは、男女共同参画社会の基本となるものです。その男女共同参画社会の形成を阻む一因であるDVは、重大な人権侵害であり、男女を問わず決して許されるものではありません。特にDVの被害者は女性が多く、さらにDVのほとんどが家庭内で行われているため潜在化しやすく、周囲も気づかないうちにエスカレートし、被害が深刻化することも少なくありません。

暴力には、殴る・蹴るなどの「身体的暴力」、相手の嫌がることを言うなどの「精神的暴力」、外出や友達付き合いの制限や過剰な嫉妬などの「社会的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、性的な行為を要求するなどの「性的暴力」、子供に暴力を見せるなどの「子供を巻き込んだ暴力」も含まれます。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安やストレスなどからDVの増加や深刻化が懸念されています。

課題

あらゆる暴力やハラスメントの根絶を目指すため、暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権被害であり、社会的な問題であるという認識を広く浸透・徹底させ、実態に即した相談や啓発活動を行う必要があります。

DV防止は、若年層のうちから配偶者やパートナーからのあらゆる暴力問題について考え学ぶ機会を提供することが大切です。学校教育において児童生徒の発達段階に応じて、男女平等や人権尊重などの教育を含め、児童生徒が将来の暴力に対する被害者、加害者にならないように認識を深める取組が必要です。

**①男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発 <施策>**

暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、いかなる場合でも暴力を許さないという社会的認識を広く浸透・徹底させるために、意識啓発を行います。

番号	事業	取組の内容	担当課等
41	男女間の暴力に関する意識啓発の推進	効果的な情報媒体を活用し、DV防止に関する情報発信及び啓発活動を行います。	市民協働推進課
42	女性に対する暴力をなくす運動週間の実施	女性に対する暴力をなくす運動啓発期間（毎年11月12日～25日）に、市民に向けて情報発信を行い、積極的な啓発活動に努めます。	市民協働推進課

②若年層に対するデートDV防止のための意識啓発 <施策>

学校や地域に向けて、デートDV防止講座の開催を働きかけるとともに、学校教職員に対してデートDV防止に関する情報提供を行います。

番号	事業	取組の内容	担当課等
43	若年層に向けたデートDV防止の意識啓発の推進	若年層を対象にDV防止に向けた効果的な情報媒体等を用いた意識啓発活動を行います。また家庭、学校、地域等と連動したDVに関する講座やセミナーを実施します。	市民協働推進課
44	教職員に向けたデートDV防止のための情報提供	県や国が作成した生徒及び職員に向けたリーフレット等の配布による周知・啓発を行い、若年層を対象にした事業開催時における連携を図り、啓発事業の必要性を共有します。	市民協働推進課 学校教育課

女性に対する暴力をなくす運動

11月12日～25日は女性に対する暴力をなくす運動週間です。

飯能市では、「パープルリボンキャンペーン」として期間中に様々な展示やイベントを実施しています。

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンに関連して、市内の高等学校や公共施設において、高校生による紫色をテーマとした写真展及びタペストリーやリボンシールを貼るメッセージボードを巡回するなど、DVについての周知啓発を図ったほか、暴力の根絶を広く呼びかけるとともに被害者に対して「ひとりで悩まず、まずは相談をしてください。」というメッセージを込めて、市内の割岩橋を紫色にライトアップする「割岩橋パープルライトアップ」を実施しました。

《 パープルリボンキャンペーン 》



《 割岩橋パープルライトアップ 》





施策の方向2

相談しやすい場づくりやDV相談対応の実施

現状

DV被害者支援については、「飯能市配偶者暴力相談支援センター」を中心に、配偶者やパートナーからのDVで悩み苦しんでいる方の相談や自立に対する支援を行い、緊急性が高いDV被害については、迅速かつ適切な支援ができる体制を整備しています。

外部からの発見が難しいDV問題は、様々な理由から支援を求めることをためらい、相談に至らないケースも少なくありません。

市民意識調査では、暴力等の行為をされたあと相談したかについて「相談できなかった」「相談しようと思わなかった」という回答が約6割となっています。

本市では、男女間のあらゆる暴力に関する相談の実施と啓発活動に取り組んできましたが、DV等の相談件数は令和3（2021）年度では193件と、年々増加傾向にあります。

国においては、令和2（2020）年6月の「性犯罪・性暴力対策強化の方針」に基づいて、DVや性暴力の被害にあったとき、すぐに相談できる体制強化として、全国共通短縮番号（#8891）によるナビダイヤルを導入しました。

課題

どこに相談するのが適切なのか、相談することでどのような支援を受けられるのかなど、被害者が一人で悩んで抱え込むことがないように、市民に対し相談窓口の周知徹底を図るとともに、被害者への適切な対応を迅速に行える相談体制の整備が必要です。

様々な媒体等をとおして暴力に対する意識啓発を行うとともに、被害に遭ってしまった場合に、女性だけでなく、男性も含め全ての人が気軽に相談できる体制の整備が必要です。

また、被害者が安心して自立を目指すため、生活上の悩み、就業や住宅の確保等に対し、社会資源を十分に活用できるよう、関係機関が連携を図り、切れ目のない支援に取り組むことが必要です。

①DV 被害者からの相談・保護体制の充実 <施策>

相談窓口を広く周知し、複雑化している相談には関係各課等での横断的な相談支援を行います。また、被害者支援に関する様々な法や制度の改正・変更に関して、最新の情報収集に努めます。

番号	事業	取組の内容	担当課等
45	相談窓口の充実	女性相談及び飯能市配偶者暴力相談支援センターの相談窓口の周知に努め、より相談しやすい体制づくりに努めます。	市民協働推進課
		総合相談窓口の取組において、各部署の連携を含めた相談・窓口対応に関する体制の整備や職員個々の接客技術、相談技術及び他法他施策の知識習得を進めます。	地域・生活福祉課
46	DV 被害者支援のための対応マニュアルの充実	飯能市配偶者暴力相談支援センターのマニュアルを随時更新し、関係機関への共有を行います。	市民協働推進課
47	DV 被害者の早期発見及び保護等の緊急避難対応	関係機関との情報共有と支援の連携を行うとともに、当事者に合った支援ができるよう努めます。	市民協働推進課
		関係機関との情報共有と支援の連携を行うとともに、当事者に合った支援ができるよう努めます。また、幼稚園、保育所、小中学校を訪問し、連携のもとで要保護児童の早期発見及び相談支援を行います。	子育て支援課
48	飯能市配偶者暴力相談支援センターの運営	飯能市配偶者暴力相談支援センターの機能を発揮し、被害者支援に努めます。また、DV 被害者支援の傾向と課題を把握し、相談者に寄り添い適切な支援を実施します。	市民協働推進課
49	担当職員、相談員の専門研修の受講と二次受傷の防止	国、埼玉県が開催する専門研修を受講し、相談技術の向上を図り、適切な支援をするとともに、職員等のメンタルヘルス対策に努めます。	市民協働推進課

②DV 被害者の自立支援体制の充実 <施策>

被害者の生活を再建するための各種制度の活用や弾力的な運営に努めます。また、関係各課が連携し、被害者や同伴する子どもの心のケアなど、継続した相談支援及び生活再建に関する情報提供を行います。

番号	事業	取組の内容	担当課等
50	DV 被害者や子どもに対する支援体制の充実及び連携	相談者が自ら選択した方法で自立できるように、エンパワーメントの向上を図り、相談者の状況に合わせた支援を行います。	市民協働推進課 子育て支援課

施策の方向3

どこに相談があっても必要な支援に確実につながる体制の維持

現状

DVには経済的な問題、児童の問題、被害者の心身の状態など、複合的な事情が含まれていることが多く、また、子ども、高齢者、障害者、外国人などそれぞれ異なる背景を有しています。

相談内容が複雑化する一方、自立に向けた相談や支援を受けても加害者から更に厳しい追及を受けるケースや、加害者の元に戻ってしまうなど、被害者支援には一層の充実と体制の構築が重要とされています。

被害者が安心して相談できる体制づくりが必要不可欠であり、よりきめ細かな支援や、関係機関との連携を行い切れ目のない支援が求められています。

課題

今後も、学校や警察等の外部の関係機関とも密に連携を図り、被害者情報を正確に把握し、迅速かつ適切な被害者支援が必要です。

また、実例を通じた支援方針の検討や共有を図り、常に最新かつ適切な支援ができるよう、DV関係機関連絡調整会議や対応マニュアル等の充実を図る必要があります。

①関係機関・民間団体との連携 <施策>

関係機関や民間団体と連携・協働し、被害者情報を正確に把握し、迅速かつ適切な被害者支援を行います。

番号	事業	取組の内容	担当課等
51	DV関係機関連絡調整会議の開催	DV関係機関連絡調整会議を開催し、DV被害者支援に関する情報の共有を行います。	市民協働推進課
52	DV被害者支援に関わる民間団体との連携の促進	一時保護等に対応する民間団体の施設等の情報収集及び連携体制の構築を図り、DV被害者支援の充実を図ります。	市民協働推進課

 暴力の形態

< 身体的暴力 >

殴る・蹴る・たたく、髪をひっぱる、物をなげつける、首を絞める、突き飛ばす
刃物などの凶器をからだにつきつける

< 精神的暴力 >

大声でどなる、無視する、人格を否定する、大切なものを壊す・捨てる
「誰のおかげで生活できているんだ」などと言う

< 社会的暴力 >

家族や友人との付き合いを制限する、電話やメールを細かくチェックする、自由に外出させない
どこにいるか・何をしているのかチェックする

< 経済的暴力 >

生活費を渡さない、家計管理を独占し一切知らせず手をつけさせない
働きに出ることを禁止したり仕事を辞めさせたりする、借金を強要する

< 性的暴力 >

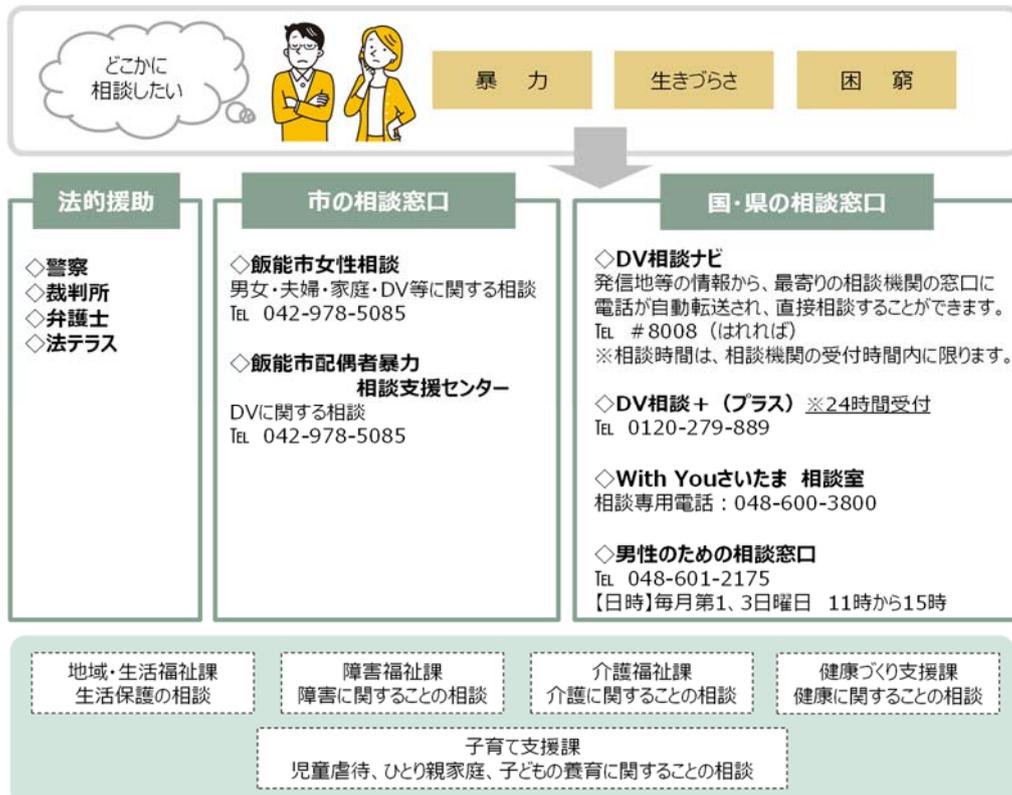
嫌がっているのに性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する
無理にポルノビデオや雑誌を見せる

< 子供を巻き込んだ暴力 >

子供の前で暴力をふるう・非難・中傷する、自分の言いたいことを子供に言わせる
子供に危害を加えると言って脅す



 相談窓口の案内





基本目標4 働く場における男女共同参画の環境づくり【飯能市女性活躍推進計画】

施策の方向1 多様な働き方を可能にする環境づくり

現状

持続可能な社会経済を構築するためには、男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりが必要です。女性を取り巻く就労環境については、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の改正、女性活躍推進法の制定、子育て環境の充実等により、M字カーブがなだらかになってきたほか、企業における女性管理職の割合が徐々に増えるなど一定の改善は図られています。

しかし、市民意識調査では、職場における男女平等について、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」という回答が約6割あり、職場における男女間の格差は依然として残っていることが見受けられます。

また、セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントなど、多様な働き方を阻害するあらゆるハラスメントの根絶が重要課題であり、令和元（2019）年には「女性活躍推進法に関する法律等の一部を改正する法律」の成立によりハラスメント対策防止の強化が行われています。

課題

雇用の場において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、誰もが自らの意欲能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦でき、能力を発揮することができる環境づくりに向けた啓発が必要です。

また、短時間勤務やフレックスタイム、在宅勤務などの多様な働き方が選択できる社会の実現を目指し、女性がいきいきと働き続けることができる環境の整備を働きかけることが必要です。



①働く場における男女共同参画の推進 <施策>

働く場における男女平等の機会及び待遇を実質的に確保するため、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等の関係法制度の周知、労働環境や条件に関する情報提供を行います。また、働く場におけるあらゆるハラスメント防止のための啓発を実施します。

番号	事業	取組の内容	担当課等
53	働く場における男女共同参画の啓発及び情報発信	商工会議所や企業等に向けて、男女共同参画に関する情報提供を行います。また、各種講座やセミナー等の周知啓発を図ります。	市民協働推進課 産業振興課
54	あらゆるハラスメント防止のための啓発	企業に向け、パンフレットの配架やポスター掲示等による周知を行います。	市民協働推進課 産業振興課
55	男女雇用機会均等法や労働基準法、女性活躍推進法等の周知	効果的な情報媒体を用いて法律や制度の情報提供に努めます。	市民協働推進課

②多様な働き方を推進するためのセミナーの開催等 <施策>

短時間勤務やフレックスタイム、在宅勤務などの多様な働き方を推進し、女性がいいきと働き続けることができる環境の整備を働きかけます。

番号	事業	取組の内容	担当課等
56	埼玉県「多様な働き方実践企業」認定制度の周知	様々な情報媒体を用いて「多様な働き方実践企業」認定制度の周知啓発、商工会議所への情報提供を行います。	市民協働推進課 産業振興課
57	事業所に対する支援や情報提供	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多様な働き方に関する関係機関と連携した情報の提供を行います。	市民協働推進課 産業振興課

③女性の起業・就業支援 <施策>

新たに起業を目指す女性を支援するための講座や情報提供を実施します。また、就職・再就職を考える女性への効率的な情報提供や講座の開催等を行い、一度仕事を辞めた後も、スムーズに復職できる環境づくりを進めます。

番号	事業	取組の内容	担当課等
58	就職や再就職に関する講座等の開催や情報提供	女性キャリアセンターが主催する事業の情報提供を行います。また、出前セミナーの開催や講座を共催するなど周知啓発に努めます。	市民協働推進課 産業振興課
59	起業支援や就業支援等の講座等の開催、情報提供	商工会議所や関係機関と連携し、起業スクールを開催するほか、情報の提供を行います。	市民協働推進課 産業振興課
60	女性の労働に関する各種相談の実施及び情報発信	労働相談及び内職相談を行うとともに、他の機関による相談窓口について周知を行います。	産業振興課

施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進 **現状**

個人のライフスタイルは、複雑化した社会とともに多様化しており、男女の個性と能力が発揮できる社会の実現のためには、仕事と家庭・地域活動等の両立支援が欠かせません。

平成30(2018)年に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が制定され、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保のための措置に向けた取組が進められています。

また、令和3(2021)年6月には、育児・介護休業法が改正し、男性の育児休業取得促進に向けた整備が進められています。

市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている割合は、「内容を知っている」という回答は約3割にとどまっています。

課題

長時間労働の是正や労働生産性の向上など働き方改革を進め、性別にかかわらず働きたい人全てが望む働き方ができるよう、制度の周知と活用を促進するとともに、多様なライフスタイルに応じた子育て・介護サービス等の充実が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、更に多様化したライフスタイルに合わせてワーク・ライフ・バランスがより一層推進されるように、施策の充実が必要です。

①ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発 <施策>

男女がともに仕事と生活の調和を図ることができるよう、各種休暇制度の周知・普及及び制度の利用を促進するための啓発を実施します。また、偏った家事等の分担の改善について、男性の家事・育児・介護等への積極的な参画に向けた啓発を進めます。

番号	事業	取組の内容	担当課等
61	育児休業・介護休暇制度等の周知・普及	国・県や関連サイトの情報提供を行うほか、パンフレットの配架やポスター掲示等による周知啓発を行います。	市民協働推進課 産業振興課
62	男性の家事・育児・介護等への参画に向けた意識啓発	男性も参加できる家事・育児・介護に関連する講座や講演会を実施し、家事や介護等への参画を促します。	市民協働推進課 地区行政センター
63	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発事業の実施	ワーク・ライフ・バランスについて、効果的な情報媒体を活用し、情報発信に努めます。	市民協働推進課

②子育て支援事業の充実 <施策>

働く女性や働くことを希望する女性が増加する中で、男女がともに安心して仕事と子育ての両立ができるよう、子育て支援事業の充実に努めます。また、各種メディアを幅広く活用し、子育て支援に関する効果的な情報発信を実施します。

番号	事業	取組の内容	担当課等
64	保育事業・放課後児童クラブ事業の充実	保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等を整備し、保育の受け皿を確保します。	保育課
65	各種子育て支援に関する効果的な情報発信	市ホームページや窓口等で、各保護者の状況に応じた情報提供を行います。	保育課
		手当給付、相談及び子育て支援事業等の情報を広報紙やホームページで情報発信を行います。	子育て支援課
		市ホームページやご当地アプリ、妊娠届出時、母親学級・両親学級、新生児訪問、乳幼児健診等を通して、子育てに関する情報提供を行います。	健康づくり支援課
66	事業所内保育施設の設置に関する支援や情報提供	事業所内保育施設の設置に関する情報提供を市民に対して行うほか、設置についての相談に対し、サポートを行います。	市民協働推進課 産業振興課 保育課

③介護者への支援の充実 <施策>

介護に関する相談体制の充実を図るとともに、介護と仕事の両立のための講座の開催など、啓発事業を実施します。

番号	事業	取組の内容	担当課等
67	介護に関する相談体制の充実	地域包括支援センター及び在宅医療連携拠点はんのうなどの相談機能を強化し、介護者への相談支援の充実を図ります。	介護福祉課
68	介護と仕事の両立のための啓発事業の実施や情報発信	ワーク・ライフ・バランスの提唱と講座等の情報提供を行います。	市民協働推進課

育児・介護休業法

「改正・育児・介護休業法」は、「男性版産休」とも呼ばれており、「出生時育児休業」が新設されるなど、男性の育休が大きく変わります。改正点は主に5つです。

- 1 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設
- 2 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け
- 3 育児休業の分割取得
- 4 育児休業の取得の状況の公表の義務付け
- 5 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

《施行日》 2、5…令和4年4月1日
1、3…令和4年10月1日
4…令和5年4月1日

埼玉県多様な働き方実践企業認定制度

本制度は、従業員の仕事と家庭の両立等を支援するため、テレワークや短時間勤務など、多様な働き方ができる職場環境づくりをしている企業等を県が認定するものです。

県は基準を満たす企業等を認定し、働きやすい企業として、ホームページ等で広くPRしています。

現在認定企業数は3,700社を超え、県内企業に「多様な働き方」が少しずつ広まってきています。

9つの認定項目があり、そのうち3つ以上該当すれば、認定を取得できます。

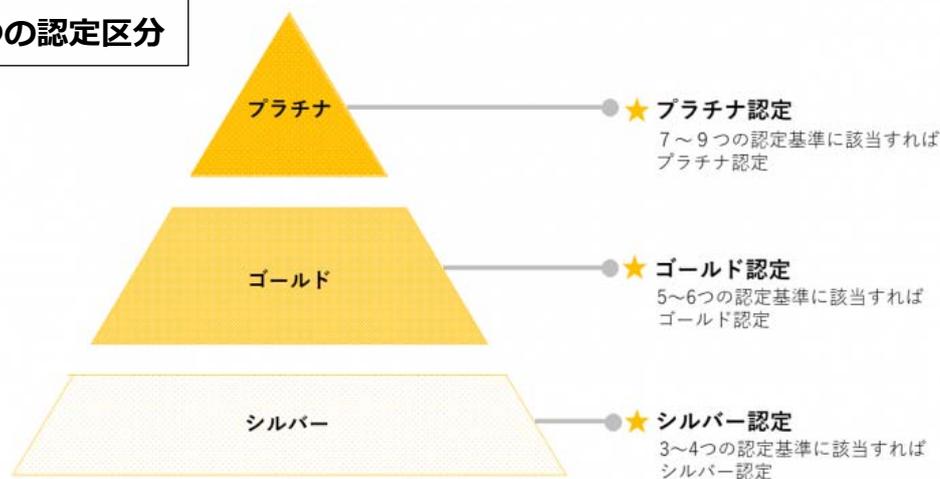
- (1) 男女が共に仕事と育児・介護を両立できる
- (2) テレワークやフレックスタイムなど独自の取組を導入している
- (3) 出産した女性等が現に働き続けている
- (4) 女性管理職が活躍している
- (5) 働きやすい職場環境づくりをしている
- (6) 働き方に対する取組を表明している
- (7) 男性従業員の育児休業等の取得が定着している
- (8) 働き方改革を積極的に進めている
- (9) 従業員が長く働き続けている

その他の要件



実践企業として認定されると、シンボルマークや認定グッズを使用し、採用活動等をPRできるだけでなく、県内金融機関に御協力いただき、実践企業の従業員の方はお得なローン商品などをご利用いただける等、様々なメリットがあります。

3つの認定区分



～女性活躍の推進に取り組んでいます～

☆埼玉県多様な働き方実践企業認定制度プラチナランク獲得企業☆

本市で女性活躍の推進に取り組んでいる事業所を紹介します。

医療法人 徳明会 介護老人保健施設 飯能リハビリ館

(埼玉県飯能市下畑296 理事長 小室 理)

会社概要：平成9年9月開設。入所、ショートステイ、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションのサービス事業を展開しています。

飯能市内外の病院、居宅支援事業所、地域包括支援センターと連携し、介護を必要とする高齢者の自立支援を行い、利用者一人ひとりの状態や目標にあわせたケアやサービスを提供しています。

キャッチコピー

従業員一人ひとりのライフステージに合わせた働きやすい職場環境の整備に努めています。

定年後再雇用制度、雇用延長制度など、年齢に関係なく能力を発揮し、長く働き続けられる職場づくりを進めています。

～取組内容～

子育て、介護による離職がないよう、安心して働き続けられる職場を目指して、多様な働き方を認め、家庭生活との両立支援を行っています。

有給休暇や育児・介護休業・時短勤務の取得のしやすさ、業務の見直しなど相談しやすい職場環境の整備を行い、現在女性職員の割合は全体の約 50%、また新規採用者に占める女性の割合は過去 3 年間で約 58%にのびります。

また男女平等に人事評価し、専門職として技術を高め、スキルアップを図ることを支援しています。スキルアップのため勉強しながら、就労を続けられるよう配置転換する取組も行っています。

長く働き続けられるために、正社員の定年は 65 歳とし、65 歳以上も雇用延長制度で就労を続けられるようにしています。現在 65 歳以上の女性スタッフは 10 名以上おり、うち 70 歳以上が 4 名在籍し、活躍しています。



学校法人駿河台大学 (埼玉県飯能市阿須698 理事長 入江 孝信)

会社概要：1987年開学。法学部、経済経営学部、メディア情報学部、スポーツ科学部、心理学部、総合政策研究科、心理学研究科からなる4学部2研究科を設置。建学の精神である「愛情教育」に基づき、ひとりひとりの学生をありのままにみつめ、ひとりひとりの夢とその歩みを支援し、自立を促す教育を基本理念とした高等教育機関。

キャッチコピー

教職員ひとりひとりが安心して働くことができ、豊かな生活を送れるよう、仕事と家庭の両立を支援する制度の整備に努めています。

～取組内容～

- ・育児休業は子が1歳2ヶ月に達するまで取得可能としています。(保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合は3歳に達するまで取得可能。)
- ・育児休業取得希望者の上司に対し、個別に育児制度の説明会を実施しています。また、教員役職者を対象に同様の研修を実施し、制度の理解を深めています。
- ・育児短時間勤務制度の適用期間を拡張しています。(3歳まで→2021.4より小学校就学前まで)
- ・年次有給休暇の時間単位取得制度を導入し、働きやすい環境づくりに取り組んでいます。
- ・女性職員に対し、キャリア形成のため、埼玉県女性キャリアセンター主催の「働く女性応援講座」の受講を促しています。

 駿河大学教職員の様子





5. 数値目標の設定

基本目標 1 一人ひとりの人権を尊重し、お互いを認め合う環境づくり

(市民意識調査からの目標指標)

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
「男は仕事、女は家庭」について、「そうは思わない」と回答した人の割合	49.7%	60%
社会全体で「男女が平等になっている」と回答した人の割合	14.6%	30%
LGBTQという言葉の内容を知っている人の割合	50.8%	80%

(行政の目標指標)

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	担当課
男女共同参画に関する講座の参加者数(延べ人数)	461人	500人	市民協働推進課
人権教育研修会の参加者数(延べ人数)	47人	60人	各公民館 生涯学習課

基本目標 2 地域・社会における男女共同参画の環境づくり

(市民意識調査からの目標指標)

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
方針・政策決定の場に女性の参画を促進するために、「市の審議会等への女性の積極的登用」が「とても重要である」と回答した人の割合	43.0%	60%
方針・政策決定の場に女性の参画を促進するために、「自治会長や役員への女性の積極的登用」が「とても重要である」と回答した人の割合	34.1%	50%
「防災組織への女性の積極的登用」が「とても重要である」と回答した人の割合	30.4%	40%

(行政の目標指標)

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	担当課
特定健診の受診率	37.0%	60%	保険年金課
各種審議会における女性委員の割合	23.9% (令和4年度)	30%	市民協働推進課
市職員の管理職に占める女性の割合	15.1% (令和4年度)	20%	職員課

基本目標 3 あらゆる暴力のない社会づくり【飯能市DV防止基本計画】

(市民意識調査からの目標指標)

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
「デートDV」について、「内容を知っている」と回答した人の割合	27.9%	50%
配偶者、パートナー・交際相手などから暴力を受けた後、相談した人の割合	24.0%	35%

(行政の目標指標)

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	担当課
デートDV及びDV防止事業等の参加者人数(延べ人数)	65人	150人	市民協働推進課

基本目標 4 働く場における男女共同参画の環境づくり【飯能市女性活躍推進計画】

(市民意識調査からの目標指標)

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
市の取組として「性別にかかわらず誰もが働きやすい労働環境の整備を働きかけること」を求める割合	50.8%	40%

(行政の目標指標)

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	担当課
働き方を推進するためのセミナーの参加者人数(延べ人数)	8人 (令和4年度)	50人	市民協働推進課
認可保育所の待機児童数	0人 (令和4年度)	0人	保育課
放課後児童クラブの待機児童数	28人 (令和4年度)	0人	保育課
認知症サポーター養成講座の参加者数(延べ人数)	252人	600人	介護福祉課



第5章 計画の推進体制

1. 男女共同参画庁内推進会議を中心とした計画の総合的かつ効果的な推進
2. 市・市民・事業者・教育に携わる者との協働による推進
3. 外部関係機関との連携の推進
4. 計画の進行管理



1. 男女共同参画庁内推進会議を中心とした計画の総合的かつ効果的な推進

男女共同参画の推進は、所管課が単独で実施するものではなく、職員一人ひとりが高い意識を持って全庁的に取り組む必要があります。そのため、男女共同参画庁内推進会議委員を中心に、全ての職員が男女共同参画の視点からそれぞれの事業を実施します。また、庁内関係各課と連携を図り、総合的かつ効果的な事業実施に努めます。

2. 市・市民・事業者・教育に携わる者との協働による推進

飯能市男女共同参画推進条例では、男女共同参画社会の実現のため、市・市民・事業者・教育に携わる者がそれぞれの立場で果たすべき役割をそれぞれの責務として明記しており、四者の協働により効果的に男女共同参画を推進します。

3. 外部関係機関との連携の推進

市民の意見を反映するための貴重な組織である飯能市男女共同参画審議会を中心に、男女共同参画を推進していきます。また、埼玉県西部地域まちづくり協議会^{※1}男女共同参画部会をはじめとした、外部の関係機関とも連携して事業を実施することにより、広域で効果的に男女共同参画を推進します。

4. 計画の進行管理

毎年、各施策の進捗状況を調査し進行管理を行います。また、「飯能市男女共同参画審議会」等において、各担当課で設定した目標値・評価の視点を用いてそれら进行评估し、次年度の改善につなげていきます。

なお、各担当課での事業実施については、「PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：確認・評価、Action：改善）サイクル」を構築し、計画の評価・改善を行っていきます。

^{※1} 埼玉県西部地域まちづくり協議会

所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市の5市で構成され、広域的に連携を深めながら、各市の特性や伝統・文化などを生かした魅力あるまちづくりに取り組んでいる組織のことです。



資料編

1. 第6次飯能市男女共同参画プラン策定の経緯
2. 諮問・答申
3. 飯能市男女共同参画審議会委員名簿
4. 飯能市男女共同参画庁内推進会議委員名簿
5. 男女共同参画の推進に関する年表
6. 関連法律
7. 飯能市男女共同参画庁内推進会議設置規定



1. 第6次飯能市男女共同参画プラン策定の経緯

(1) 飯能市男女共同参画審議会			
年度	開催月日	会議名称	主な協議内容
令和3年度 (2021年度)	6月21日	第1回飯能市男女共同参画審議会	・第6次プラン市民意識調査及び企業意識調査の実施について
	2月21日 (書面開催)	第2回飯能市男女共同参画審議会	・第6次プラン市民意識調査及び企業意識調査の結果について
令和4年度 (2022年度)	6月6日	第1回飯能市男女共同参画審議会	・市民意識調査及び企業意識調査、職員意識調査の結果について ・第6次プラン骨子(案)について
	9月29日	第2回飯能市男女共同参画審議会	・第6次プラン素案について
	12月26日	第3回飯能市男女共同参画審議会	・第6次プラン素案について ・パブリックコメントについて
	2月8日	第4回飯能市男女共同参画審議会	・第6次プラン素案について諮問及び答申

(2) 飯能市男女共同参画庁内推進会議			
年度	開催月日	会議名称	主な協議内容
令和3年度 (2021年度)	5月17日	第1回飯能市男女共同参画庁内推進会議	・第5次プランの事業報告及び事業計画について
	2月4日 (書面開催)	第2回飯能市男女共同参画庁内推進会議	・第6次プラン策定に向けた市民意識調査及び企業意識調査について
令和4年度 (2022年度)	4月25日	第1回飯能市男女共同参画庁内推進会議	・市民意識調査及び企業意識調査、職員意識調査の結果について ・第6次プラン策定について
	5月 (書面開催)	第2回飯能市男女共同参画庁内推進会議	・第6次飯能市男女共同参画プラン骨子(案)について ・市民意識調査及び企業意識調査、職員調査に関する意見について
	8月25日	第3回飯能市男女共同参画庁内推進会議	・第6次飯能市男女共同参画プラン策定について
	11月16日	第4回飯能市男女共同参画庁内推進会議	・第6次プラン素案について

(3) 意見募集等		
年度	開催月日	実施内容
令和3年度 (2021年度)	11月10日～11月30日	男女共同参画に関する市民意識調査実施
	11月10日～11月30日	男女共同参画に関する企業意識調査実施
令和4年度 (2022年度)	12月1日～12月20日	パブリックコメント実施



2. 諮問・答申

(諮問)

4飯市協発第750号
令和5年2月8日

飯能市男女共同参画審議会
会長 加藤 巳佐子 様

飯能市長 新井 重治

第6次飯能市男女共同参画プランの策定について（諮問）

第6次飯能市男女共同参画プランの策定について、飯能市男女共同参画推進条例第11条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問第1号 第6次飯能市男女共同参画プランの策定について

諮問理由

本市では、平成6年度に策定した「飯能市女性行動計画」をはじめとし、平成29年度に策定した「第5次飯能市男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この結果、「飯能市男女共同参画推進条例」の制定、「飯能市配偶者暴力相談支援センター」の設置、「飯能市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」の導入などの成果を上げています。

国においては、少子高齢化・人口減少社会が進む中、一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画及び性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備を行うことが、一人一人が個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会の実現に向けて極めて重要な課題であるとし、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行や「第5次男女共同参画基本計画」の策定など、取組は新たな段階に入っています。

こうした中、現行計画の計画期間終了に当たり、これまでの成果を踏まえ取組を継承するとともに、社会情勢の変化と市民ニーズに対応した「第6次飯能市男女共同参画プラン」を策定しましたので貴審議会の意見を求めるものです。

(答申)

令和5年2月8日

飯能市長 新井重治様

飯能市男女共同参画審議会
会長 加藤 巳佐子

第6次飯能市男女共同参画プランの策定について（答申）

令和5年2月8日付け4飯市協発第750号で諮問のあった第6次飯能市男女共同参画プランの策定について、慎重に審議した結果、概ね妥当と認め、下記のとおり意見を付して答申いたします。

記

諮問第1号 第6次飯能市男女共同参画プランの策定について

- 1 基本理念「誰もが 多様性と 互いの人権を尊重し 個性と能力を十分に発揮できるまち はんのう」の実現に向け着実に施策を推進してください。
- 2 施策の推進に当たり、関係各課及び外部関係機関と連携を図り、全庁的な取組として総合的かつ計画的に事業を実施してください。
- 3 飯能市男女共同参画推進条例に基づき、市、市民、事業者、教育に携わる者が協働して男女共同参画の推進に取り組んでください。
- 4 毎年、計画の実施状況を公表し、計画の着実な進行管理に努めてください。



3. 飯能市男女共同参画審議会委員名簿（第5期）

（敬称略）

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	加藤 巳佐子	埼玉医科大学保健医療学部	会長
	岩崎 雅美	東京家政大学子ども学部	職務代理
	平野 功	飯能市校長会	
知識経験者	山影 祥子	(社)飯能商工会議所女性会	
	加涌 章吾	(社)飯能青年会議所	
	喜多村 俊二	飯能市自治会連合会	
	小野 麻理	公募	
	重永 富子	公募	
	宮川 邦夫	公募	
	若林 佳子	公募	

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

事務局：飯能市市民協働推進課 男女共同参画・国際担当

4. 飯能市男女共同参画庁内推進会議委員名簿

(敬称略)

氏名	所属	備考
細田 幸二	市民生活部長	会長
浅野 泰宏	産業環境部産業振興課 主幹	職務代理
中村 裕一	防災危機管理室 主事	
徳光 貴之	企画総務部企画課 主任	
山崎 明生	企画総務部職員課 主任	
齋藤 祐子	企画総務部広報情報課 主査	
岡部 美ちる	市民生活部生活安全課 主査	
星井 華子	福祉子ども部介護福祉課 主査	
鳴島 昌代	福祉子ども部子育て支援課 主幹	
麻田 哲平	福祉子ども部保育課 主幹	
小竹 麻美	健康推進部健康づくり支援課 保健師	
大澤 章孝	教育部学校教育課 指導主事	
川崎 彩子	教育部生涯学習課 主査	

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

事務局：市民生活部市民協働推進課 男女共同参画・国際担当



5. 男女共同参画の推進に関する年表

年	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き	飯能市の動き
1975年 (昭50年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコ・シティ)で「世界行動計画」採択	・「婦人問題企画推進本部」発足 ・総理府婦人問題担当室設置		
1976年 (昭51年)	・「国連婦人の10年」始まる(1976年~1985年)	・民法一部改正(離婚後の氏を選択自由に) ・第1回日本婦人問題会議(労働省)	・生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置	
1977年 (昭52年)		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館が嵐山町に開館	・企画財政部に婦人問題企画室長設置 ・婦人問題庁内連絡会議設置 ・埼玉婦人問題会議発足	
1978年 (昭53年)			・第1回埼玉県婦人問題協議会開催	
1979年 (昭54年)	・第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択		・県民部に婦人問題企画室長設置	
1980年 (昭55年)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)ー女子差別撤廃条約の署名式	・民法一部改正(配偶者の法定相続分1/3→1/2)	・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 ・県民部に婦人対策課を設置 ・婦人関係行政推進会議設置	
1981年 (昭56年)	・ILO第156号条約の採択(ILO総会)(男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)	・国内行動計画後期重点目標発表		
1984年 (昭59年)	・「国連婦人の10年」世界会議 ESCAP 地域政府間準備会議」開催(東京)	・国籍法及び戸籍法一部改正(子の国籍…父系血統主義→父母両系主義)	・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定	
1985年 (昭60年)	・「国連婦人の10年」最終年世界会議開催(ナイロビ)ー「ナイロビ将来戦略」採択 ・NGOフォーラム開催	・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」成立 ・労働基準法一部改正(施行は昭和61年)	・「国連婦人の10年」最終年世界会議 NGOフォーラムに派遣団参加	
1986年 (昭61年)		・「男女雇用機会均等法」施行	・「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	
1987年 (昭62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・婦人対策課を婦人行政課に名称変更	
1989年 (平元年)		・法例一部改正(婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等)		
1990年 (平2年)	・「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会) ・ILO第171号条約(夜業に関する)採択(ILO総会)		・「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定 ・埼玉県県民活動総合センターの開館	
1991年 (平3年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改訂)」策定 ・「育児休業等に関する法律」成立(施行は平成4年)	・婦人行政課を女性政策課に名称変更 ・「埼玉県女性問題協議会」に名称変更 ・女性関係行政推進会議設置	・埼玉県女性対策モデル市の指定を受ける ・「飯能市女性会議」設置(9月)

年	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き	飯能市の動き
1992年 (平4年)		・初の婦人問題担当大臣設置		・飯能市女性会議に「飯能市における男女平等社会を実現するための方策」について諮問(4月) ・「飯能市女性問題に関する市民意識調査」実施(10月)
1993年 (平5年)	・世界人権会議(ウィーン) ・「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会)	・パートタイム労働法成立		・飯能市女性会議が「男女平等社会を実現するための答申書」提出(2月) ・「飯能市女性行政庁内連絡会議」設置(7月)
1994年 (平6年)	・ILO第175号条約(パートタイム労働に関する)採択(ILO総会) ・国際人口・開発会議開催(カイロ)	・総理府男女共同参画室発足 ・内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置		・「飯能市女性行動計画」策定(3月) ・市民部自治文化課に女性青少年係設置(4月)
1995年 (平7年)	・社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ・第4回国連世界女性会議開催(北京)「行動綱領」「北京宣言」採択	・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の成立・施行(一部は平成11年施行) ・ILO第156号条約批准	・「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定	
1996年 (平8年)		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「世界女性みらい会議」開催	・飯能市男女共同参画情報誌「アンサンブル」創刊(12月)
1997年 (平9年)		・労働基準法一部改正(女子保護規定の廃止等…施行は平成11年) ・男女雇用機会均等法一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定…一部を除き平成11年施行) ・男女共同参画審議会設置法及び男女共同参画審議会令公布 ・労働省婦人局が女性局、婦人少年室が女性少年室に名称変更 ・「介護保険法」成立	・県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織変更 ・女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組 ・「埼玉県職員旧姓使用取扱要綱」施行 ・女性センター(仮称)基本構想策定	
1998年 (平10年)			・女性センター(仮称)基本計画策定	・女性青少年係を女性国際係に変更(4月)
1999年 (平11年)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	・「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する人事院規則」施行 ・「男女共同参画基本法」成立	・「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」施行	・「男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施(3月)
2000年 (平12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 「政治宣言」「成果文書」採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・ストーカー規制法成立	・「彩の国国際フォーラム2000」開催 ・「埼玉県男女共同参画推進条例」施行 ・苦情処理機関の設置 ・訴訟支援の実施	・「飯能市男女共同参画プランー第2次女性行動計画」策定(3月) ・市民部が市民環境部へ名称変更、飯能市女性行政庁内連絡会議を廃止し、「飯能市女性行政庁内推進会議」を設置(4月)



年	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き	飯能市の動き
2001年 (平13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(通称DV防止法)成立 ・「男女共同参画週間」設定(6月23日～29日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性政策課を男女共同参画課に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・「飯能市女性相談」開設(5月)
2002年 (平14年)		<ul style="list-style-type: none"> ・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 ・埼玉県男女共同参画推進センター(With You さたま)開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女が共に働きやすい職場を作るために一飯能市職員意識調査」実施(5月)
2003年 (平15年)				<ul style="list-style-type: none"> ・飯能市女性会議が「ドメスティック・バイオレンスの被害者相談に関する意見並びに要望書」を市長へ提出(3月) ・市民環境部自治文化課女性国際係が、市民生活部市民参加推進課市民参加担当へ名称変更(4月) ・「飯能市DV関係機関連絡調整会議」設置(5月)
2004年 (平16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)一部改正(暴力の定義拡大等…同年施行) ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」一部改正(育児休業期間の延長等…平成17年施行) 		<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加担当から女性国際担当へ名称変更(4月)
2005年 (平17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会(通称:北京+10)開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第2次)策定」 		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会に関する市民意識調査」の実施(2月)
2006年 (平18年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」一部改正(男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等…平成19年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・飯能市男女共同参画プラン(第3次)素案、男女共同参画社会に関する市民意識調査結果報告書の公開(3月) ・「飯能市男女共同参画プラン(第3次)」策定(3月)
2007年 (平19年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 		

年	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き	飯能市の動き
2008年 (平20年)		・「女性の参画加速プログラム」決定		・飯能市女性行政庁内推進会議を廃止し、「飯能市男女共同参画庁内推進会議」を設置(4月)
2009年 (平21年)		・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正	・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定	・飯能市女性会議を廃止し、「飯能市男女共同参画推進会議」を設置、女性国際担当を男女共同参画・国際担当へ名称変更(4月)
2010年 (平22年)	・第54回国連婦人の地位委員会(通称:北京+15)開催(ニューヨーク)	・「第3次男女共同参画基本計画」策定 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進の為の行動指針」政労使合意		・飯能市男女共同参画推進会議が「『親学』講座に対する飯能市男女共同参画推進会議の意見書」を飯能市親学推進事業実行委員会及び飯能市長へ提出(7月)
2011年 (平23年)	・国連の新しい女性機関「UN Women」発足			
2012年 (平24年)			・「埼玉県男女共同参画基本計画」(7月)策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画(第3次)」策定 ・働く場における女性の活躍を支援するため、埼玉県産業労働部に「ウーマノミクス課」を設置	・「第4次飯能市男女共同参画プラン策定に係る市民意識調査」の実施(2月) ・飯能市男女共同参画推進会議が「第33回九都県市合同防災訓練に係る男女共同参画の視点についての意見書」を市危機管理室へ提出(7月)
2013年 (平25年)		・「配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる		・第4次飯能市男女共同参画プラン策定(3月)
2014年 (平26年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「日本再興戦略」改定2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる		・飯能市配偶者暴力相談支援センター設置(4月) ・飯能市男女共同参画審議会設置(4月)
2015年 (平27年)	・第59回国連婦人の地位委員会(通称:北京+20)開催(ニューヨーク)	・女性・平和・安全保障に関する行動計画策定 ・子ども・子育て支援新制度スタート ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という)施行(事業主行動計画部分を除く) ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定		



年	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き	飯能市の動き
2016年 (平28年)	<ul style="list-style-type: none"> 第60回国連婦人の地位委員会「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」の合意結論と「紛争下における女性及び児童の人質解放」等決議案採択 女子差別撤廃条約実施状況第7回・第8回報告の審議・最終見解の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍推進法」完全施行 		<ul style="list-style-type: none"> 飯能市男女参画推進条例施行(4月) 「男女共同参画に関する市民意識調査」(10月)実施
2017年 (平29年)			<ul style="list-style-type: none"> 「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画に関する企業意識調査」(4月)実施 「男女共同参画に関する職員意識調査」(7月)実施
2018年 (平30年)		<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立・施行 「セクシャル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生をうけての緊急対策～」策定 「働き方改革関連法」成立(平31年施行) 		<ul style="list-style-type: none"> 第5次飯能市男女共同参画プラン策定(3月)
2019年 (令元年)	<ul style="list-style-type: none"> 第5回国際女性会議WAW! W20(女性に関する政策提言をG20に向けて行う組織体)を日本で開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍推進法」改正 「男女雇用均等法」改正(2020年施行。パワーハラスメント対策の義務化等) 「DV防止法改正・施行(児童虐待対策、DV被害者の保護対策の強化)」 		
2020年 (令2年)	<ul style="list-style-type: none"> 第64回国連女性の地位委員会(通称:「北京+25」)開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」作成 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」とりまとめ(性犯罪・性暴力対策の集中強化期間(2020年～2022年度)の設定) 「第5次男女共同参画基本計画」策定 		
2021年 (令3年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」改正(令4年4月から段階的に施行) 		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画に関する市民意識調査」(11月)実施 「男女共同参画に関する企業意識調査」(11月)実施 「男女共同参画に関する職員意識調査」(2月)実施
2022年 (令4年)	<ul style="list-style-type: none"> 第6回国際女性会議WAW! 2022を日本で開催 		<ul style="list-style-type: none"> 「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」策定 	
2023年 (令5年)				<ul style="list-style-type: none"> 第6次飯能市男女共同参画プラン策定(3月)

6. 関連法律

日本国憲法 (抄)

公布 昭和 21 年 11 月 3 日
施行 昭和 22 年 5 月 3 日

(国民の基本的人権の永久不可侵性)

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

(個人の尊重)

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の授与)

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採 択 昭和 54 (1979) 年 12 月 18 日
(第 34 回国際連合総会)
発 効 昭和 56 (1981) 年 9 月 3 日
日本国 昭和 60 (1985) 年 6 月 25 日批准
(条約第 7 号)
" 昭和 60 (1985) 年 7 月 25 日
" 平成 15 (2003) 年 条約第二十条 1
の改正

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並

びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確認し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基



礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。
(a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

- (b) 家庭に於ける教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び育児における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる

第二部

第七条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

- 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 家族給付についての権利
 - (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
 - (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けられることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条



- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年一回会合する。委員会の会

合の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定する。

- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画基本法

平成 11 年 6 月 23 日 法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日 同第 160 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。



このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定

めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

- 第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

- 第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
 - 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数



の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

- 一から十まで 略
- 十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（以下略）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

昭和 47 年 7 月 1 日 法律第 113 号
最終改正 令和 4 年 6 月 17 日 法律第 68 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

- 2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
- 一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
 - 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。
- 6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由

とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

- 2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。
- 3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置等

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業主は、労働者が前項の相談を行つたこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 事業主は、他の事業主から当該事業主の講ずる第一項



の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならない。

- 4 厚生労働大臣は、前三項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 5 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（職場における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務）

- 第十一条の二** 国は、前条第一項に規定する不利益を与える行為又は労働者の就業環境を害する同項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「性的言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならない。
- 2 事業主は、性的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。
 - 3 事業主（その者が法人である場合にあつては、その役員）は、自らも、性的言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。
 - 4 労働者は、性的言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければならない。

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）

- 第十一条の三** 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
- 2 第十一条第二項の規定は、労働者が前項の相談を行い、又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べた場合について準用する。
 - 3 厚生労働大臣は、前二項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
 - 4 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務）

- 第十一条の四** 国は、労働者の就業環境を害する前条第一項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「妊娠・出産等関係言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならない。
- 2 事業主は、妊娠・出産等関係言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。
 - 3 事業主（その者が法人である場合にあつては、その役員）は、自らも、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。
 - 4 労働者は、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければならない。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

- 第十二条** 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

- 第十三条** 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようになるため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（男女雇用機会均等推進者）

- 第十三条の二** 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第八条、第十一条第一項、第十一条の二第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第二項、第十二条及び前条第一項に定める措置等並びに職場における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるようにするために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者を選任するように努めなければならない。

第三節 事業主に対する国の援助

- 第十四条** 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に

掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成
- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備
- 五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助等

(苦情の自主的解決)

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項及び第二項（第十一条の三第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 第十一条第二項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合について準用する。

第二節 調停

(調停の委任)

第十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

2 第十一条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第十九条 前条第一項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第二十条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者又は関係当事者と同一の事業場に雇用される労働者その他の参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第二十二条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十三条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の完成猶予)

第二十四条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

- 一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。
- 二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。



(厚生労働省令への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 雑則

(調査等)

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項及び第二項（第十一条の三第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第三十一条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第五項、第十一条の三第四項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十一条第四項、第十一条の三第三項、第十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第五項、第十一条の三第四項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第六条第二号、第七条、第九条第三項、第十一条の三第一項、第十二条、第十三条の二及び第二十九条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十一条の三第一項中「労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法第八十七条第一項又は第

二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第十八条第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第十九条から第二十七条までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

5 第二十条から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会」とあるのは「調停員」と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第三十二条 第二章第一節、第十三条の二、同章第三節、前章、第二十九条及び第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節（第十三条の二を除く。）の規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

第五章 罰則

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
（令和八年三月三十一日までの間の男女雇用機会均等推進者の業務）

2 令和八年三月三十一日までの間は、第十三条の二中「並びに」とあるのは、「、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第八条第一項に規定する一般事業主行動計画に基づく取組及び同法第二十条の規定による情報の公表の推進のための措置並びに」とする。

附 則（昭和五八年一月二日法律第七八号）

- 1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（昭和六〇年六月一日法律第四五号）抄**（施行期日）**

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二十条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成三年五月一五日法律第七六号）抄**（施行期日）**

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成七年六月九日法律第一〇七号）抄**（施行期日）**

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九条 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第三十条及び第三十一条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、厚生労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第二条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法

律第三十四条に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を厚生労働大臣に行い、厚生労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

附 則（平成九年六月一八日法律第九二号）抄**（施行期日）**

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第五条、第六条、第七条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条、第六条、第七条、第十条及び第十四条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 第一条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第二十六条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定（「事業主は」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにしなければならない」に改める部分に限る。）、同法第二十七条の改正規定（「講ずるように努めなければならない」を「講じなければならない」に改める部分及び同条に二項を加える部分に限る。）、同法第三十四条の改正規定（「及び第十二条第二項」を「、第十二条第二項及び第二十七条第三項」に改める部分、「第十二条第一項」の下に「、第二十七条第二項」を加える部分及び「第十四条及び」を「第十四条、第二十六条及び」に改める部分に限る。）及び同法第三十五条の改正規定、第三条中労働基準法第六十五条第一項の改正規定（「十週間」を「十四週間」に改める部分に限る。）、第七条中労働省設置法第五条第四十一号の改正規定（「が講ずるように努めるべき措置についての」を「に対する」に改める部分に限る。）並びに附則第五条、第十二条及び第十三条の規定並びに附則第十四条中運輸省設置法（昭和二十四年法律第一百五十七号）第四条第一項第二十四号の二の三の改正規定（「講ずるように努めるべき措置についての指針」を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。） 平成十年四月一日

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄**（施行期日）**

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）、



並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五百七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四條並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不

服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成十一年七月一日法律第一〇四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成十一年一月二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成十三年七月一日法律第一一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 （平成十三年一月一日法律第一一八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成十四年五月三十一日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前

のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

附 則（平成一四年七月三十一日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に係属している同法第五条第一項のあっせんに係る紛争については、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（時効の中断に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に委員会に係属している第一条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十四条第一項の調停に関し当該調停の目的となっている請求についての新法第二十四条の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六十四条の二の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二〇年五月二日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。）の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国の機関（以下この条において「旧機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）の相当規定に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の機関（以下この条において「新機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一	国土交通大臣（第一条の規定による改正前の国土交通省設置法（以下「旧設置法」という。）第四条第二十一号から第二十三号までに掲げる事務に係る場合に限る。）	観光庁長官
二	航空・鉄道事故調査委員会	運輸安全委員会
三	海難審判庁	海難審判所
四	船員中央労働委員会（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。）	中央労働委員会
五	船員中央労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合に限る。）	交通政策審議会
六	船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。）	中央労働委員会又は都道府県労働委員会
七	船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務のうち個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に係る事務に係る場合に限る。）	地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
八	船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合（七の項に掲げる場合を除く。）に限る。）	地方運輸局に置かれる政令で定める審議会

2 旧法令の規定により旧機関に対してされている申請、届出、申立てその他の行為は、附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされるものを除き、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請、届出、申立てその他の行為とみなす。

3 旧法令の規定により旧機関に対して届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、この法律



の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないとされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年三月三一日法律第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十二条及び第三十三条の規定 公布の日

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等の紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第一百十二号)第六条第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一条第

一項の規定により読み替えて適用する同法第五条第一項の規定により指名するあっせん員に係属している同項のあっせんに係る紛争については、第五条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十六条及び第八条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第五条、第六条及び第八条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和二年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十条及び第十一条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄**(施行期日)**

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 法律第 64 号

最終改正 令和 4 年 6 月 17 日 法律第 68 号

第一章 総則**(目的)**

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3** 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等**(基本方針)**

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2** 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3** 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定



を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定

めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第九条** 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条** 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募



集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

ない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。



一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日
- 二 略
- 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第五百九条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

公布 平成 13 年 4 月 13 日 法律第 31 号
最終改正 令和 4 年 6 月 17 日 法律第 68 号

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本



計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自らい、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に

対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の仕事の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合

にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる

事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員
の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読



み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う

場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下

「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保



護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

埼玉県男女共同参画推進条例

平成 12 年 3 月 24 日 埼玉県条例第 12 号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある 21 世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われな

ればならない。

- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(県の施策)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うよう努めること。
- 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるよう努めること。
- 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めること。
- 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、

できる限り男女の均衡を図ること。

五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うよう努めること。

六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に進めている事業者の表彰等を行うこと。

七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会（第12条第3項において「審議会」という。）は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱二前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参



画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。附則この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

飯能市男女共同参画推進条例

平成27年12月18日 条例第40号

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、我が国では、男女平等の実現に向けて、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准するとともに、男女共同参画社会基本法などの法整備や種々の取組が進められてきた。

本市においても、平成12年に飯能市男女共同参画プランを策定し、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に展開している。

しかしながら、性別による固定的な役割分担の意識と、それに基づく社会の制度や慣行は依然として根強く残り、子育てと仕事との両立が困難な状況で出産・子育て期における女性の労働力率が低下するなど、社会のあらゆる分野において男女間の格差が見受けられる。また、ドメスティック・バイオレンスなど人権を侵害する問題もいまだ根絶するには至らず、なお一層の取組が求められている。

このような現状を踏まえ、飯能の豊かな自然の恵みを楽しみながら、誰もが未来に明るい展望を拓き、生き生きと暮らし、次世代を担う子どもが健やかに生まれ心豊かに育まれ、将来にわたって活力ある地域社会を築いていくためには、男女が互いに尊重し合い、互いの違いを認め合い、誰もが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、本市は、市民、事業者及び教育に携わる者との協働により、男女共同参画を推進していくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市の男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本的な事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる者をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者(配偶者であった者その他親密な関係にあった者を含む。)からの身体的、精神的、経済的又は性的な暴力をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 一人一人が互いを大切に、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担の意識に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と就業、就学その他の社会生活における活動とを両立して行うことができるようにすること。
- (5) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する権利侵害に当たる行為が根絶されること。

- (6) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること並びに生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係があることを十分理解し、国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、教育に携わる者、国及び他の地方公共団体と協力し、連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について積極的に理解を深め、その推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、教育が男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を認識し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害行為の禁止)

第8条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する権利侵害に当たる行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本的施策)

第10条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画に関する市民、事業者及び教育に携わる者(以下「市民等」という。)の理解を深めるため、広報活動の充実に努め、及び学習機会の提供を行うこと。

(2) 男女が共に家庭生活と社会生活を両立することができるよう、必要な支援を行うこと。

(3) 家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育において、基本理念に配慮した教育が行われるよう、必要な措置を講ずること。

(4) 職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合に、市民等と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めること。

(5) 性と生殖に関する健康と権利の尊重が適切に図られるよう、情報及び学習機会の提供その他の必要な支援を行うこと。

(6) 関係機関と連携し、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する権利侵害に当たる行為の防止に努め、及びその被害者の支援を行うこと。

(7) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する要因についての調査研究を行うこと。

(基本計画の策定)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第15条に規定する飯能市男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施内容、進捗状況等を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(相談及び苦情の処理)

第13条 市長は、性別による差別的な取扱いその他の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められることについて市民等から相談があったときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

2 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について市民等から苦情の申出を受けたときは、適切な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(男女共同参画審議会)

第15条 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、飯能市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。



(審議会の組織)

第16条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験者

(委員の任期)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第18条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第19条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第20条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第21条 審議会の庶務は、市民生活部市民協働推進課において処理する。

(令3条例24・一部改正)

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(飯能市男女共同参画審議会条例の廃止)

2 飯能市男女共同参画審議会条例(平成26年条例第19号)は、廃止する。

附 則(令和3年条例第24号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

7. 飯能市男女共同参画庁内推進会議設置規程

平成 20 年 3 月 31 日決裁

(設置)

第 1 条 飯能市における男女共同参画に関する施策について、社会情勢の変化に対応し、総合的かつ効果的に推進するため、飯能市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 飯能市男女共同参画プランの進行管理に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の調査研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関する施策について必要と認められること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、会長及び委員 15 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市民生活部長をもって充てる。
- 3 委員は、市職員のうちから市長が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会長の職務)

第 5 条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 推進会議は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、市民生活部市民協働推進課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

- 1 この規程の施行により、最初に任命する委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

(飯能市女性行政庁内推進会議設置規程の廃止)

- 1 飯能市女性行政庁内推進会議設置規程（平成 11 年 7 月 1 日施行）は、廃止する。
- 2 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第6次飯能市男女共同参画プラン

令和5年3月

発行 飯能市
編集 市民生活部 市民協働推進課
住所 〒357-8501 飯能市大字双柳1番地の1
TEL 042-973-2111
URL <https://www.city.hanno.lg.jp>



森林文化都市
飯能市